

税の知識

令和7年度版
(2025年度版)



横浜市

横浜市税の広報のご案内

横浜市税に関する情報は、本冊子の他、以下の広報媒体をご覧ください！

横浜市ウェブページ



最新情報は
こちらをチェック！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/>

横浜市 税金

検索



横浜市主税部 X(旧 Twitter) 「横浜市税の案内人」



是非フォロー
お願いします！

<https://twitter.com/yokohamacitytax>

横浜市税の案内人

検索



市税納期カレンダー

令和7年度の市税の納期※は次のとおりです。

令和7年4月 固定資産税・都市計画税 第1期分 納期限: 4月30日(水)	5月 軽自動車税(種別割) 定期分 納期限: 6月2日(月)	6月 個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第1期分 納期限: 6月30日(月)	7月 固定資産税・都市計画税 第2期分 納期限: 7月31日(木)
8月 個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第2期分 納期限: 9月1日(月)	9月 	10月 個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第3期分 納期限: 10月31日(金)	11月 
12月 固定資産税・都市計画税 第3期分 納期限: 令和8年1月5日(月)	令和8年1月 個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第4期分 納期限: 2月2日(月)	2月 固定資産税・都市計画税 第4期分 納期限: 3月2日(月)	3月 

法人市民税	確定申告	事業年度終了の日から2月以内
	予定申告	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
事業所税	法人	事業年度終了の日から2月以内
	個人	令和8年3月16日(月)
入湯税		前月徴収分を毎月末日まで
市たばこ税		前月売渡し分を毎月末日まで
市民税・県民税・森林環境税 特別徴収分		給与から徴収した月の翌月10日まで
退職所得		退職手当等から徴収した月の翌月10日まで

※ 「納期」と「納期限」

「納期」とは市税を納税することのできる期間のことで、通常「〇月中」と表示されているものです。これに対して「納期限」とは納期の末日のことで、納期限が土曜日又は休・祝日にあたる場合は、休・祝日の翌日とその納期限となります。また、固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は、令和8年1月5日(月)となります。

<税金とは？>

税金とは、教育・福祉・医療などの公的サービスを提供するための費用を賄うもので、社会で生活していくための会費のようなものです。

税金には、国に納める「国税」と、市町村や都道府県に納める「地方税」があります。

地 方 税		国 税
普 通 税	市 税	所得税
	市民税	森林環境税
	固定資産税	法人税
	軽自動車税 (種別割・環境性能割)	贈与税・相続税
目 的 税	市たばこ税	消費税
	入湯税	酒税
	事業所税	たばこ税 たばこ特別税
	都市計画税	な ど 詳細は 森林環境税は27ページ その他の国税は43ページ
県 税		
県民税		
事業税		
自動車税 (種別割・環境性能割)		
地方消費税		
不動産取得税		
県たばこ税		
な ど 詳細は42ページ		

普通税 … 納められた税金の使いみちが特に定められておらず、どのような仕事の費用にも充てることができる税金。
 目的税 … 納められた税金の使いみちが定められている税金。

<目次>

税務手続きをオンラインで！・・・・・・・・・・ 1

第1章 税制改正

令和7年度税制改正の概要

(地方税関係)・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 横浜市の市税

- 1 個人の市民税・・・・・・・・・・ 4
- 2 法人市民税・・・・・・・・・・ 21
- 3 横浜みどり税・・・・・・・・・・ 23
- 4 固定資産税・都市計画税・・・・・・・・ 28
- 5 軽自動車税(種別割・環境性能割)・・・・ 33
- 6 市たばこ税・・・・・・・・・・ 36
- 7 入湯税・・・・・・・・・・ 36
- 8 事業所税・・・・・・・・・・ 36

第3章 市税の納付・相談

- 1 納付・相談・・・・・・・・・・ 37
- 2 審査請求・・・・・・・・・・ 37

第4章 市税収入・・・・・・・・・・ 38

その他

- 1 市税の証明・・・・・・・・・・ 39
- 2 区役所税務課窓口・・・・・・・・ 40
- 3 法人課税課・償却資産課・納税管理課・・ 41
- 4 県税・国税・・・・・・・・・・ 42

税務手続をオンラインで！

窓口に出向かずに市税の申告・納税ができます！

eTAX を使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子申告・電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。ご利用方法等の詳細は、eTAX ウェブページをご覧ください。

■対象税目

- 個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収、特別徴収）
- 個人市民税・県民税（退職所得）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産） ○軽自動車税（種別割）
- 法人市民税 ○事業所税 ○市たばこ税 ○入湯税



エルタックス

検索

【問合せ先】 電子申告・届出：41 ページ参照

電子納税：財政局徴収対策課（電話：045-671-2255 FAX：045-641-2775）

その他の納付方法

その他、窓口に出向かずに市税を納めるには以下の方法があります。

納付方法	概要・注意事項
スマホ決済	対応アプリで納付書のバーコード又はe L-Q Rを読み取り、納付手続きを行います。 決済対応アプリ等詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。
クレジット納付	「地方税お支払サイト」から納付書の納付番号等を入力し、納付手続きを行います。 税額に応じてシステム利用料がかかります。
ペイジー納付	金融機関のインターネットバンキング等からペイジーのメニューを選択し、納付手続きを行います。詳細は、各金融機関へお問合せください。
口座振替	「横浜市 Web 口座振替受付サービス」からお申込みができます。 （法人は対象外です。また、一部金融機関は対象外です。） その他、金融機関窓口及び郵送で口座振替のお申込みができます。
対象税目	
○市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） ○固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ○固定資産税（償却資産） ○軽自動車税（種別割） <軽自動車税（種別割）は口座振替対象外です>	

※上記の方法で納付した場合は、領収証書が発行されません。

最新の情報や納付方法の詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。



横浜市税 納付方法

検索

■Web 口座振替受付サービス

オンラインでも口座振替のお申込みができるようになりました。
右のウェブページからお申込みください。



【問合せ先】 財政局徴収対策課（電話：045-671-2255 FAX：045-641-2775）

税証明がスマートフォンやパソコンから申請できます！

横浜市ではスマートフォンやパソコンを利用して、24 時間いつでも・どこからでも税証明を申請することができます。申請いただいた証明書はご自宅へ郵送でお届けしますので、**区役所等窓口への来庁が不要**です。また、郵送請求では必要な定額小為替や返信用封筒のご用意が不要となるため、大変便利です。是非ご利用ください。（横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくは申請ページをご覧ください。）

■申請できる方

- ・マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効なもの）を所有する個人の方
- ・「商業登記に基づく電子証明書」を所有する法人の方

※代理人や第三者からの申請はできませんのでご注意ください。

■取得できる証明書

- ・市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
- ・固定資産税に関する証明書（評価証明書・公課証明書）
- ・納税証明書

■申請に必要なもの

<個人の方>

マイナンバーカード、スマートフォン、クレジットカードまたはスマホ決済(※)

<法人の方>

商業登記に基づく電子証明書、パソコン、IC カードリーダー、
クレジットカードまたはスマホ決済(※) (※)スマホ決済…PayPay

その他詳細は、申請ページをご確認ください。

個人の方はスマートフォンから、法人の方はパソコンから申請ください。

横浜市 税証明 オンライン申請

検索



【問合せ先】

各区役所税務課(40 ページ参照)または
財政局税務課（電話：045-671-2229 FAX：045-641-2775）

第1章 税制改正

令和7年度税制改正の概要（地方税関係）

令和7年度税制改正のうち、市税に関する主な概要は次の通りです。

1 個人市民税

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引き上げることとされました。

(2) 特定親族特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遡減する仕組みを導入することとされました。

(3) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引き上げることとされました。

※上記の改正については、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人市民税から適用

2 軽自動車税

■ 二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とすることとされました。

令和7年度税制改正の詳細については、
総務省のウェブページをご覧ください。

総務省 税制改正

検索



第2章 横浜市の市税

1 個人の市民税

個人の市民税は、前年1年間の給与、商店経営による売上げ、アパート等の賃貸料、株式等の譲渡益などの所得に対して課される税であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。個人の所得に対して課する税は、国税では所得税があり、個人の市民税の税額計算の基本的な仕組みはこの所得税と同じですが、所得税は1年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、**個人の市民税は前年1年間の所得に対して課税される**など異なる面もあります。

このような個人の市民税は、所得に応じて負担する**所得割**のほか、均等に負担する**均等割**があり、これらを併せて納めていただくものですが、いずれか一方だけを負担する場合もあります。

【主な内容】

納税義務者 5ページ(均等割・所得割の納税義務者)参照	1月1日に住所のある人が当該住所の市町村の所得割、均等割の納税義務者となります。その市町村に住所がなくても、事務所、事業所、家屋敷のある人は均等割のみの納税義務者となります。											
税率	●所得割 <table><tr><td>市民税</td><td>8%</td><td>県民税</td><td>2.025%</td><td>※2</td></tr></table> 道府県から指定都市への税源移譲により、横浜市を含む指定都市では、個人市民税・道府県民税所得割の標準税率が、市民税8%、道府県民税2%となっています。 指定都市以外の市区町村の標準税率は、市民税6%、道府県民税4%となっており、市民税と道府県民税の税率の合計は10%で変わりません。 ●均等割 (地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で設けられているものです。) <table><tr><td>市民税</td><td>年額 3,900円</td><td>※1</td><td>県民税</td><td>年額 1,300円</td><td>※2</td></tr></table> 次のアまたはイにあてはまる人は市民税の均等割が3,900円から1,500円に軽減されます。 ア 均等割を納付する義務のある同一生計配偶者又は扶養親族 イ アに掲げる人を2人以上有する納税者 ※1 横浜市では、緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」の取組を進める重要な財源の一部として、平成21年度から、個人市民税均等割の超過課税である『横浜みどり税』(23ページ参照)を年間900円ご負担いただいています(令和10年度まで)。 なお、均等割が非課税又は軽減されている場合、「横浜みどり税」は課税されません。 ※2 神奈川県では、水源環境保全・再生のために、平成19年度から個人県民税に対する超過課税「水源環境保全税」(27ページ参照)を実施しています(令和8年度まで)。これにより県民税は、所得割の税率に0.025%、均等割に300円上乗せされています。	市民税	8%	県民税	2.025%	※2	市民税	年額 3,900円	※1	県民税	年額 1,300円	※2
市民税	8%	県民税	2.025%	※2								
市民税	年額 3,900円	※1	県民税	年額 1,300円	※2							
課税対象	前年の所得 10種類の所得に分類されています (5ページ参照)。											
所得割の課税標準	収入金額 必要経費 所得金額 収入を得るために直接必要とされる経費のこと (サラリーマンは給与所得控除) (年金受給者は公的年金等控除) 10種類に分類されます。 (5ページ参照) 所得金額 所得控除 課税標準額 具体的な生計の内容によって異なります。(7～9ページ参照) 税率をかける基になる金額です。 課税標準額(所得割の税率を乗じる対象となる金額) = 収入金額 - 必要経費 - 所得控除 (給与収入は給与所得控除) (年金収入は公的年金等控除)											
所得割の税額計算	課税標準額(所得金額-所得控除) × 税率 - 税額控除 = 税額 (税額控除：10～12ページ参照)											
課税の特例 (12～13ページ参照)	退職所得にかかる市民税・県民税は、原則として退職時に特別徴収されます。また、譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡にかかる市民税・県民税は、税額計算を他の所得と分離して行うなど特例が定められています。											
納期	●普通徴収(事業所得者等) … 6月、8月、10月、翌年1月 ●特別徴収(給与所得者) … 6月から翌年5月まで年12回 (年金所得者) … 4月、6月、8月(仮徴収期間)、10月、12月、翌年2月(本徴収期間)											

1 均等割・所得割の納税義務者

●納税義務者

要件に応じて2つに区分され、均等割・所得割を負担する関係は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める市民税	
	均等割	所得割
区内に住所を有する個人	○	○
区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない個人	○	—

●非課税となる人（均等割や所得割がかからない人）

- ① 均等割・所得割ともに非課税となる人
 - ・生活保護法により生活扶助を受けている人
 - ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ② 均等割が非課税となる人
 - ・扶養家族のない人…前年の合計所得金額が35万円＋10万円以下の人
 - ・扶養家族のある人…前年の合計所得金額が35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋10万円＋21万円以下の人
- ③ 所得割が非課税となる人
 - ・扶養家族のない人…前年の総所得金額等が35万円＋10万円以下の人
 - ・扶養家族のある人…前年の総所得金額等が35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋10万円＋32万円以下の人

用語

総所得金額：次の(1)と(2)の金額の合計額（損益通算後）（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除後）

- (1) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得、雑所得の合計額
- (2) 総合課税の長期譲渡所得及び一時所得の合計額の2分の1相当額

総所得金額等：総所得金額（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除後）、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地・建物等に係る譲渡所得等の金額（※1）、株式等に係る譲渡所得等の金額（※2）、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（※2）、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額（2分の1後）及び山林所得金額（特別控除後）の合計額

合計所得金額：総所得金額（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除前）、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地・建物等に係る譲渡所得等の金額（※1）、株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除前）（※2）、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で繰越控除前）（※2）、先物取引に係る雑所得等の金額（損失の繰越控除前）、退職所得金額（2分の1後）及び山林所得金額（特別控除後）の合計額

※1 分離譲渡所得の特別控除を適用する前の金額

※2 県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の課税対象となるもので申告しないことを選択したものを除く。

2 所得

所得の種類	所得金額の計算方法
利 子 所 得 (公債、社債、預貯金などの利子)	収入金額＝利子所得の金額
配 当 所 得 (株式や出資の配当など)	収入金額－元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不 動 産 所 得 (家賃、地代、権利金、船舶の貸付料など)	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事 業 所 得 (農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師、その他の事業から生じる所得)	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給 与 所 得 (給料、賃金、賞与)	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
雑 所 得 (年金、恩給など他の所得に当てはまらない所得)	次のアとイの合計額 ア 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 イ 収入金額（公的年金等に係るものを除く）－必要経費
一 時 所 得 (競輪・競馬の払戻金、クイズの賞金、立退料など)	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額(50万円) ＝一時所得の金額(注)
譲 渡 所 得 (土地などの財産を売った場合に生じる所得)	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額(注)
退 職 所 得 (退職金、一時恩給など)	(収入金額－退職所得控除額)×1/2※＝退職所得の金額 ※ 詳細は、12 ページ退職所得の課税の特例をご覧ください。
山 林 所 得 (山林＜土地を除く＞の伐採・譲渡による所得)	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額

(注) 総所得金額を計算する場合には、譲渡所得のうち総合課税の長期のもの及び一時所得は、上記の計算式により求めた所得金額を2分の1にした額とします。

3 必要経費

たとえば、商店経営による事業所得では商品の仕入れ代金、事業用資産の減価償却費及び従業員の給料などが、収入を得るための経費となり、このような経費を**必要経費**といいます。

また、事業経営が家族的企業によって営まれている場合には、そこで専ら従事する家族などに対して支払う給与相当額を必要経費として、所得税で青色申告をした人については支払った金額（**青色事業専従者給与額**）が、青色申告以外の人には50万円（**事業専従者控除額**：配偶者については86万円）がそれぞれ収入金額から控除されます。

横浜市 必要経費

検索



●給与所得における必要経費（給与所得控除）

サラリーマン等の給与所得者については、必要経費にかわるものとして次のとおり収入金額に応じ控除額を計算します。

給与等の収入金額	給与所得控除額（注）
162万5千円まで	55万円
162万5千円超 180万円まで	収入金額×40%－10万
180万円超 360万円まで	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円まで	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円まで	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円（上限）

（注）収入金額が 660 万円未満の場合の実際の控除額は、**所得税法別表第5の表によって求めた額**となります。

* 特定支出控除の適用を受ける場合は、給与所得控除後の給与所得金額からさらに差し引くことができます。
詳しくは、本市ウェブページをご覧ください。

●公的年金等における必要経費（公的年金等控除）

厚生年金や公務員共済年金などの公的年金等については、必要経費にかわるものとして次のとおり年齢及び収入金額に応じ控除額を計算します。

※ 65歳以上とは昭和35年1月1日以前に生まれた方です。

	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額		公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	60万円	65歳以上	330万円未満	110万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%＋27万5千円		330万円以上 410万円未満	収入金額×25%＋27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%＋68万5千円		410万円以上 770万円未満	収入金額×15%＋68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%＋145万5千円		770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%＋145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円（上限）		1,000万円以上	195万5千円（上限）

（注）公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、求め方が異なります。
詳しくは、本市ウェブページをご覧ください。

●所得金額調整控除

以下の条件に該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

① 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000 万円を超える場合は 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額が、給与所得金額から控除されます。

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

〈計算式〉**所得金額調整控除額**＝（給与等の収入金額－850万円）×10%

② 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合には、給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額（それぞれ 10 万円を限度）の合計額から 10 万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

〈計算式〉**所得金額調整控除額**＝（給与所得金額＋公的年金等に係る雑所得金額）－10万円

※ ①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

4 所得控除

所得控除には、次の種類があります。

種 類		要 件	控 除 額
雑 損 控 除		前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	{(損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10)} 又は (災害関連支出の金額－5万円) のいずれか多い額
医 療 費 控 除		前年中に医療費等を支払った人	次の①通常分、若しくは②特例分の選択適用となります。 ① 通常分（一般分） (支払った医療費－保険等により補てんされた額(※1)) － {(総所得金額等×5/100) 又は 10万円のいずれか少ない額} (最高 200 万円) ② 特例分（セルフメディケーション税制分）※2 (特定一般用医薬品等購入費－保険等により補てんされた額(※1))－12,000 円 (最高 88,000 円) ※1 具体的には、出産育児一時金、高額療養費、損害保険契約または生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける保険金や給付金等があります。 ※2 特例分の適用には、申告する方が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っていることの証明が必要です。
社 会 保 険 料 控 除		前年中に社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、国民年金等）を支払った人	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除		前年中に小規模企業共済制度(旧第2種共済掛金を除く)・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金(iDeCoイデコ)・心身障害者扶養共済制度に基づき掛金を支払った人	支払った金額
生 命 保 険 料 控 除	①平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料	15,000 円以下……………支払保険料等の全額 15,000 円超 40,000 円以下……………支払保険料等×1/2+ 7,500 円 40,000 円超 70,000 円以下……………支払保険料等×1/4+17,500 円 70,000 円超……………一律 35,000 円	
	②平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料	12,000 円以下……………支払保険料等の全額 12,000 円超 32,000 円以下……………支払保険料等×1/2+ 6,000 円 32,000 円超 56,000 円以下……………支払保険料等×1/4+14,000 円 56,000 円超……………一律 28,000 円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000 円） 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方の保険料の支払がある場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）（ただし、旧契約分のみで控除額を算出した方が有利な場合は、旧契約分のみを適用。）		
地 震 保 険 料 控 除	①地震保険料にかかる部分	50,000 円まで……………支払保険料×1/2 50,000 円を超える場合……………25,000 円（限度額）	
	②旧長期損害保険料にかかる部分(①に該当するものを除く)	5,000 円まで……………全額 5,000 円を超え 15,000 円まで……………支払保険料×1/2+2,500 円 15,000 円を超える場合……………10,000 円（限度額） <旧長期損害保険料とは、平成 18 年 12 月 31 日までに契約した損害保険料のうち、満期返戻金があり、保険期間が 10 年以上のもので、地震保険料に該当しないものをいいます。>	
	③ ①と②の両方の場合	①と②の合計額……………25,000 円（限度額）	

種 類	要 件	控 除 額	所得税との人的控除額の差額 (※1)
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合 1人につき 26 万円（特別障害者は 30 万円） 同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合 1人につき 53 万円 <特別障害者とは、身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、精神障害者手帳 1 級又は愛の手帳 A1 若しくは A2 該当の方及び成年被後見人の方等です。>		1 万円 〔特別障害 10 万円〕 〔同居特別障害 22 万円〕
寡 婦 控 除	前年の合計所得金額が 500 万円以下でひとり親控除に該当せず、次のどちらかに該当する人（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は除く） ①夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族がある人 ②夫と死別後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人	26 万円	1 万円
ひ と り 親 控 除	前年の合計所得金額が 500 万円以下で、現に婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子がある人 （住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は除く）	30 万円	5 万円 〔父である ひとり親 1 万円（※2）〕
勤 労 学 生 控 除	勤労学生で前年の合計所得金額が 75 万円以下（このうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下）の人	26 万円	1 万円
配 偶 者 控 除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の人で、扶養する配偶者（青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く）の前年の合計所得金額が 48 万円（給与所得者の場合は収入金額が 103 万円）以下の人	次頁（9 ページ）参照	
扶 養 控 除	扶養する者（配偶者を除く）の前年の合計所得金額が 48 万円（給与所得者の場合は収入金額が 103 万円）以下の人 ※国外居住親族の場合は一定の条件があります。 次頁（9 ページ）参照	① 一般の扶養親族……………33 万円 （扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の人 <平成 18 年 1 月 2 日以降平成 21 年 1 月 1 日以前に生まれた人>及び年齢 23 歳以上 70 歳未満の人 <昭和 30 年 1 月 2 日以降平成 14 年 1 月 1 日以前に生まれた人>） ② 特定扶養親族……………45 万円 （扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人 <平成 14 年 1 月 2 日以降平成 18 年 1 月 1 日以前に生まれた人>） ③ 老人扶養親族……………38 万円 （70 歳以上の人<昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人>） ④ 同居老親等扶養親族……………45 万円 （老人扶養親族で、同居している本人又は配偶者の直系尊属に該当する人）	①5 万円 ②18 万円 ③10 万円 ④13 万円
配偶者特別控除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の人で、配偶者（青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く）の前年の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下である人	次頁（9 ページ）参照	
基 礎 控 除	前年の合計所得金額に応じて以下のとおりとなります 2,400 万円以下……………43 万円 2,400 万円超 2,450 万円以下……………29 万円 2,450 万円超 2,500 万円以下……………15 万円 2,500 万円超……………0 円		5 万（※2） 〔2,500 万円超 の場合 0 円〕 （※3）

※1 個人の市民税・県民税（住民税）と所得税との人的控除額の差額は、調整控除（10 ページ参照）算出時等に使用します。

※2 ひとり親控除及び基礎控除の所得税との人的控除額の差額は旧制度が適用されるため、実際の所得税との人的控除額の差額と一致しません。

※3 合計所得金額 2,500 万円超の納税義務者であっても、寄附金税額控除額を計算する際の人的控除の差の合計額は従来どおり 5 万円で計算します。

種 類	要 件		本人の前年の合計所得金額（※1）					
			900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
配偶者控除	配偶者の前年の合計所得金額及び年齢		控除額	所得税との 人的控除額 の差額	控除額	所得税との 人的控除額 の差額	控除額	所得税との 人的控除額 の差額
	48 万円以下	一般の控除対象配偶者	33 万円	5 万円	22 万円	4 万円	11 万円	2 万円
		老人控除対象配偶者 (70 歳以上の人(昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人))	38 万円	10 万円	26 万円	6 万円	13 万円	3 万円

種 類	要 件		本人の前年の合計所得金額（※1）					
			900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 の 前 年 の 合 計 所 得 金 額		控除額	所得税との 人的控除額 の差額 (※2)	控除額	所得税との 人的控除額 の差額 (※2)	控除額	所得税との 人的控除額 の差額 (※2)
	48 万円超 95 万円以下	48 万円超 50 万円未満	33 万円	5 万円	22 万円	4 万円	11 万円	2 万円
		50 万円以上 55 万円未満		3 万円		2 万円		1 万円
		55 万円以上 95 万円以下		0 円		0 円		0 円
	95 万円超 100 万円以下		33 万円	0 円	22 万円	0 円	11 万円	0 円
	100 万円超 105 万円以下		31 万円	0 円 (※3)	21 万円	0 円 (※3)	11 万円	0 円 (※3)
	105 万円超 110 万円以下		26 万円		18 万円		9 万円	
	110 万円超 115 万円以下		21 万円		14 万円		7 万円	
	115 万円超 120 万円以下		16 万円		11 万円		6 万円	
	120 万円超 125 万円以下		11 万円		8 万円		4 万円	
	125 万円超 130 万円以下		6 万円		4 万円		2 万円	
	130 万円超 133 万円以下		3 万円		2 万円		1 万円	
	133 万円超		0 円		0 円		0 円	

※1 本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

※2 配偶者特別控除の所得税との人的控除額の差額は旧制度が適用されるため、配偶者の前年の合計所得金額が 50 万円以上 55 万円未満、55 万円以上 95 万円以下、95 万円超 100 万円以下の 3 区分については、実際の所得税との人的控除額の差額と一致しません。

※3 配偶者の前年の合計所得金額が 100 万円超の場合、住民税と所得税の配偶者特別控除額が同額のため人的控除額の差額はありません。

* 前年の収入が給与のみで、合計所得金額 1,000 万円超の納税者に、生計を一にする所得がない配偶者がいる場合には、納税者又は配偶者の個人市民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの区の税務課市民税担当にお問合せください（問合せ先電話番号については、40 ページをご参照ください）。

● 国外居住親族に係る扶養控除等

個人住民税における国外居住親族に係る扶養控除の適用について、扶養控除の対象となる要件が見直され、日本国外に居住する 30 歳以上 70 歳未満（前年の 12 月 31 日現在の年齢で判定）の親族のうち、次の①から③までのいずれかに該当する場合のみ扶養控除の適用を受けることができます。

① 留学により非居住者となった人（※1）

② 障害者

③ 納税者本人から前年における生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人（※2）

※1 ①に該当する場合、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留するものであることを証する書類が必要になります。

※2 ③に該当する場合、前年中における送金関係書類でその送金額等が 38 万円以上であることを明らかにする書類が必要となります。

（注）年末調整や所得税の確定申告、個人市民税の申告等の際にこれらの各種証明書類の添付が必要です。

5 税額控除

●調整控除

税源移譲に伴う税制改正によって個々の納税者の負担が変わらないよう、平成 19 年度以降の個人住民税において、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられ、合計所得金額が 2,500 万円以下の納税義務者について、以下の算出方法で求めた金額を合計算出所得割額から控除します。

調整控除算出方法

- ① 個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の方
次のアとイのいずれか少ない金額の 5%（市民税 4%、県民税 1%）
ア 所得税との人的控除額の差（8～9 ページの表参照）の合計額
イ 個人住民税の合計課税所得金額
- ② 個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円を超える方
次のアからイを控除した金額（5 万円を下回る場合には、5 万円）の 5%（市民税 4%、県民税 1%）
ア 所得税との人的控除額の差（8～9 ページの表参照）の合計額
イ 個人住民税の合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額
※ 個人住民税の合計所得金額が 2,500 万円を超える方は、調整控除が適用されません。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受け、かつ所得税では控除可能額が控除しきれなかった人のうち、給与支払報告書や所得税の確定申告の内容から、以下の算式によって求めた金額を合計算出所得割額から控除します。

平成27年から令和7年（※1）までに居住を開始した場合	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）のいずれか少ない金額	× 市民税5分の4 県民税5分の1
平成27年から令和3年までに居住を開始し、かつ特定取得又は特別特定取得（※2）に該当する場合	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）のいずれか少ない金額	

※1 令和4年中に入居した人のうち、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%、かつ一定期間内（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月）に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成27年から令和3年までに居住を開始し（※2）の条件を満たす場合の控除限度額と同じです。

※2 居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

●寄附金税額控除

①都道府県・市区町村に対する寄附金（特例控除対象）、②住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金、③都道府県・市区町村に対する寄附金（特例控除対象以外）、④神奈川県が条例により指定した寄附金、⑤横浜市が条例により指定した寄附金を支出した場合に、市民税・県民税それぞれから以下の方法で算出した基本控除分（①から⑤の寄附金が該当）と特例控除分（①の寄附金のみ該当）の合計額を控除します。なお、①の寄附金のうち、申告特例制度の適用がある場合は、基本控除分と特例控除分と申告特例控除分の合計額を控除します（申告特例制度の詳細については、20 ページ参照。）。

特例控除分と申告特例控除分の控除割合については、11 ページの表をご参照ください。

<基本控除分>

県民税（『上記①+②+③+④』か「総所得金額等の 30%」のいずれか少ない金額）－2,000 円）× 2%
市民税（『上記①+②+③+⑤』か「総所得金額等の 30%」のいずれか少ない金額）－2,000 円）× 8%

<特例控除分>

県民税「（上記①－2,000 円）× 控除割合 × 1/5」か「調整控除適用後の県民税所得割額 × 20%」のいずれか少ない金額
市民税「（上記①－2,000 円）× 控除割合 × 4/5」か「調整控除適用後の市民税所得割額 × 20%」のいずれか少ない金額

<申告特例控除分>

県民税 特例控除分で算出した金額 × 控除割合
市民税 特例控除分で算出した金額 × 控除割合

<特例控除分の控除割合>

課税総所得金額－所得税との人的 控除額の差の合計額	控除割合
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.79 %
330 万円超 695 万円以下	69.58 %
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16 %
4,000 万円超	44.055%
0 円未満（課税山林所得金額及び 課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0 円未満（課税山林所得金額又は 課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に 定める割合

<申告特例控除分の控除割合>

課税総所得金額－所得税との人的 控除額の差の合計額	控除割合
195 万円以下	5.105/84.895
195 万円超 330 万円以下	10.21/79.79
330 万円超 695 万円以下	20.42/69.58
695 万円超 900 万円以下	23.483/66.517
900 万円超	33.693/56.307

※ 課税総所得金額は、市民税・県民税の課税総所得金額をいいます。

※ 所得税との人的控除額の差額については、8～9 ページの表をご参照ください。

※ 定額減税額は、寄附金税額控除の計算には影響を及ぼしません。

●令和7年度分の個人の市町村民税及び道府県民税の特別税額控除（定額減税）

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、減額措置が講じられ、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国内居住者に限る）を扶養する合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の納税義務者の場合は、定額減税額として税額控除後の所得割額から1万円が控除されます（控除額がその者の所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします。）。

なお、県民税と市民税における定額減税額の算出方法は以下のとおりです。

あん分の計算式				所得割額		
				(県)		
定額減税額 (県)	=	1 万円	×	所得割額 (県)	+	所得割額 (市)
定額減税額 (市)	=	1 万円	－	定額減税額 (県)		

(※) 上記計算式の所得割額は、定額減税額控除前の税額控除後の所得割額をいいます。

県民税に係る定額減税額を算出する際に1円未満の端数が生じた場合は切上げを行います。

また、都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額を算出する場合は定額減税額を控除する前の所得割額を使用して算出します。

●あなたの個人市民税・県民税・森林環境税がいくらになるか試算できます。

源泉徴収票などから、ウェブページであなたの個人市民税・県民税・森林環境税の税額を試算し、市民税・県民税の申告書を作成することができます。また、ふるさと納税制度を利用した場合に、控除される寄附金額の上限額も試算可能です。（寄附を行う時点では、翌年度の個人住民税の所得割額が確定していないため、ふるさと納税額の控除上限額の正確な計算はできません。）



横浜市 税額試算

検索

●二重負担の調整のためのもの

種 類	要 件 及 び 控 除 額			
配当控除(※)	区 分	利益の 配当等	証 券 投 資 信 託 等	
			外貨建等証券 投資信託以外	外貨建等証券 投資信託
	課税総所得金額の1,000万円以下の部分に 含まれる配当所得	市民税：2.24% 県民税：0.56%	市民税：1.12% 県民税：0.28%	市民税：0.56% 県民税：0.14%
	課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含 まれる配当所得	市民税：1.12% 県民税：0.28%	市民税：0.56% 県民税：0.14%	市民税：0.28% 県民税：0.07%
外国税額控除	外国で所得税及び市民税・県民税に相当する税を課された場合で、所得税で控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の6%を限度として県民税所得割額から控除しますが、県民税所得割額でも控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の24%を限度として市民税所得割額から控除します。			
配当割額控除	特定配当等について申告書に記載した場合は、所得割額（調整控除額・配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額・外国税額控除額・所得割の調整措置控除後）から配当割額を控除し、控除しきれないものについては充当・委託納付又は還付します。			
株式等譲渡 所得割額控除	源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、所得割額（調整控除額・配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額・外国税額控除額・所得割の調整措置控除後）から株式等譲渡所得割額を控除し、控除しきれないものについては充当・委託納付又は還付します。			

※ 申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されません。

6 課税の特例

(1) 退職所得の課税の特例

退職所得にかかる税金は、退職金等の支払を受けるときに特別徴収されます。税率は一律、市民税6%、県民税4%となります（個人県民税の超過課税は適用されません。）。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \text{ (※1) (※2)} \times \text{税率} = \text{退職所得の所得割額}$$

※1 勤続年数が5年以下の法人役員等が支払を受ける退職手当等（特定役員退職手当等）については、1/2の適用はありません。

※2 勤続年数が5年以下の法人役員等以外の方で、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、1/2の額ではなく、全額が課税となります。

●退職所得控除

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20年以下のとき	40万円×勤続年数(※3)（最低80万円）
20年を超えるとき	70万円×[勤続年数(※3)－20年]＋800万円

※3 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

障害退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

☆ 退職所得にかかる市民税・県民税額は、横浜市ウェブページで試算することができます。

横浜市 税額試算

検 索



(2) 土地・建物等の譲渡所得等の課税の特例

土地や建物、株式などの資産を譲渡した場合の所得や先物取引に係る所得は、給与所得や事業所得等の他の所得と分離して税額の計算を行うことになっています。これは国税である所得税と同じです。

土地・建物の譲渡においては、譲渡した資産の所有期間（譲渡した年の1月1日を基準に判定します。）によって長期又は短期の譲渡所得に区分され、税額の計算方法などが異なります。

① 課税譲渡所得金額

$$\boxed{\text{収入金額}} - \left(\boxed{\text{譲渡した資産の取得費用}} + \boxed{\text{譲渡経費}} \right) - \boxed{\text{特別控除額 (注1)}} - \boxed{\text{所得控除額 (注2)}}$$

(注1) 特別控除額：居住用財産の譲渡の場合には、一定の要件のもとに3,000万円を限度とする特別控除があり、その他収用等に係る譲渡の場合などにも特別控除があります。

(注2) 総所得金額から控除しきれなかった所得控除額がある場合に、その金額を控除します。

② 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分

	所有期間	長期・短期の区分
土地・建物等	5年超	長期譲渡所得
	5年以下(※)	短期譲渡所得

※ 土地や建物を買ったときの譲渡所得は、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下であるもの（その年中に取得したものを含む。）が短期譲渡所得となります。

③ 土地・建物等の譲渡所得等の税率

区 分 及 び 算 式	
短期譲渡所得・一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 7.2%、県民税 1.8%、所得税 30%）
短期譲渡所得・軽減分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%） ※ 軽減分とは、租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号に規定する、国・地方公共団体等に対する譲渡などをいいます。
長期譲渡所得・一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
長期譲渡所得・特定分 （優良住宅地等に係る部分）	<2,000万円以下> 課税譲渡所得金額×税率（市民税 3.2%、県民税 0.8%、所得税 10%） <2,000万円超> 市民税 64万円＋（課税譲渡所得金額－2,000万円）×4.0% 県民税 16万円＋（課税譲渡所得金額－2,000万円）×1.0% 所得税 200万円＋（課税譲渡所得金額－2,000万円）×15%
長期譲渡所得・軽減分 （居住用財産に係る部分）	<6,000万円以下> 課税譲渡所得金額×税率（市民税 3.2%、県民税 0.8%、所得税 10%） <6,000万円超> 市民税 192万円＋（課税譲渡所得金額－6,000万円）×4.0% 県民税 48万円＋（課税譲渡所得金額－6,000万円）×1.0% 所得税 600万円＋（課税譲渡所得金額－6,000万円）×15%
株式等に係る譲渡所得等	課税譲渡所得金額等×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当等所得	課税配当所得金額 × 税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
先物取引に係る雑所得等	課税雑所得金額等 × 税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）

●令和7年度市民税・県民税・森林環境税の計算（例）

Aさんの場合（夫婦（夫または妻のどちらかが無収入）

子ども2人（17歳、13歳）の4人家族）

●収入金額：給 与 5,500,000円

・給与所得控除額：5,500,000円×20%+440,000円=1,540,000円

●給与所得：

5,500,000円-1,540,000円= 3,960,000円……………①

・支払った社会保険料： 395,000円

・支払った一般生命保険料（新契約）： 90,000円

・支払った地震保険料： 20,000円

・社会保険料控除額： 395,000円（全額）……………②

・生命保険料控除額： 28,000円（限度額）……………③

・地震保険料控除額： 10,000円 ……………④

・配偶者控除額： 330,000円 ……………⑤

（配偶者控除額については、9ページをご参照ください。）

・扶養控除額： 330,000円 ……………⑥

・基礎控除額： 430,000円 ……………⑦

・所得控除額=②+③+④+⑤+⑥+⑦=1,523,000円 ……………⑧

●課税標準額：①-⑧

3,960,000円-1,523,000円=2,437,000円

●市民税算出所得割額：

2,437,000円×8%=194,960円……………⑨
（市民税の税率）

●県民税算出所得割額：

2,437,000円×2.025%=49,349.25円→49,349円……………⑩
（県民税の税率） （一円未満切捨）

●調整控除額（10ページ参照）

Aさんの合計課税所得金額（①-⑧）は200万円を超えるため、次のアからイを控除した金額（5万円を下回る場合には、5万円）の5%（市民税4%、県民税1%）が調整控除額となります。

ア 所得税との人的控除額の差の合計額

50,000円+50,000円+50,000円=150,000円

イ 合計課税所得金額から200万円を控除した額

2,437,000円-2,000,000円=437,000円

ア-イ<50,000円なので、

・市民税調整控除額

50,000円×4%=2,000円……………⑪

・県民税調整控除額

50,000円×1%=500円……………⑫

●控除後市民税所得割額：⑨-⑪

194,960円-2,000円=192,960円……………⑬
（百円未満切捨）

●控除後県民税所得割額：⑩-⑫

49,349円-500円=48,849円……………⑭
（百円未満切捨）

●控除後所得割額：⑬+⑭=241,700円……………(A)

●均等割額

3,900円(市民税)+1,300円(県民税)=5,200円……………(B)

●森林環境税額（国税）：1,000円……………(C)

●令和7年度の年税額：(A)+(B)+(C)

241,700円+5,200円+1,000円=247,900円

7 申告と納税の方法

(1) 申告

市内に住所を有する人は、次の①から③の人を除き、毎年3月15日までに賦課期日（1月1日）現在における住所地の区役所へ申告しなければなりません。

① 所得税の確定申告をした人

② 給与所得のみで会社から給与支払報告書が提出されている人

③ 公的年金等の所得のみで年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人

ただし、②・③の人で各支払者からの支払報告書に記載されていない医療費控除等の各種所得控除を受ける場合には申告が必要になります。

個人の県民税は納税者や課税標準などが個人の市民税と同じであり、個人の市民税とあわせて課税されます。県民税部分は個人の市民税とあわせて納税された後、市から県へ払い込みます。また、森林環境税は個人の市民税とあわせて納税された後、市から県を経由して国へ払い込みます。

(2) 納税の方法

● 普通徴収

事業所得者などの市民税は、前述の申告に基づき計算された税額を、区役所から6月初旬に送られる税額決定・納税通知書によって各人が6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納める方法（普通徴収）により納税します。

● 特別徴収

① サラリーマン等の給与所得者の市民税は、給与支払者（会社等）から提出される給与支払報告書に基づき各人ごとに税額を計算し、その税額を会社等に通知し、会社等が毎年6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給与の支払の際に差し引いて納める方法（特別徴収）により納税します。

② 毎月の給与から市民税を特別徴収されていた納税者が退職により給与の支払を受けなくなった場合は、次に該当する人を除き、その翌月以降の残税額を普通徴収の方法によって納税します。

ア 退職金などから一括して差し引きされることを申し出た人（ただし、退職月日が1月1日から4月30日までの場合は、申出の有無にかかわらず退職金などから一括して差し引きされることになります。）

イ 新しい会社に再就職し、その再就職先で引き続き特別徴収されることを申し出た人

③ 公的年金を受給されている65歳以上の方の市民税は、年金の支払者が、年6回の年金給付の際に差し引いて納める方法（特別徴収）により納税します。4月、6月、8月は仮徴収期間とし、10月、12月、翌年2月を本徴収期間とします。特別徴収の開始年度については、仮徴収期間の徴収はなく、普通徴収の方法により納税します。

公的年金からの特別徴収について

●制度の内容

老齢基礎年金等を受給されていて、市民税・県民税・森林環境税の納税義務がある 65 歳以上の人は、公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金等）から算出した税額（公的年金等に係る所得及び各種控除を適用して計算した税額）を、老齢基礎年金等の年金給付の際に差し引いて徴収（特別徴収）します。

ただし、特別徴収開始 1 年目の人は特別徴収の開始が 10 月からとなり、公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 相当額を公的年金から特別徴収します。公的年金等から算出した税額のうち、公的年金からの特別徴収税額を差し引いた額は、普通徴収（納付書又は口座振替）の第 1 期及び第 2 期による納付となります（下表＜特別徴収開始 1 年目の場合＞を参照してください。）。

※ 特別徴収税額につきましては、口座振替による納付を選択することはできません。

※ 障害年金、遺族年金からは特別徴収されません。

●対象となる人

介護保険料が年金から特別徴収される人（当該年度の 4 月 1 日に老齢基礎年金等を受給している 65 歳以上の人）が対象です。ただし、次のような人は対象となりません。

（1）老齢基礎年金等の金額が年間 18 万円未満の人

（2）老齢基礎年金等から、所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を差し引いた金額が、公的年金等から算出した市民税・県民税・森林環境税額を下回ると見込まれる人

※ 前年の所得に対して市民税・県民税・森林環境税の計算をした結果、納付税額が発生しなかった人は、公的年金等から市民税・県民税・森林環境税の特別徴収を行いません。

※ 公的年金以外の所得（不動産や給与等）に対する市民税・県民税・森林環境税は、従来どおりの方法（普通徴収、給与からの特別徴収）により納付いただくことになります。

※ 今年の 4 月 1 日に横浜市に住所を有しない場合は、10 月からの公的年金からの特別徴収は行いません。4 月 1 日以降に市外へ転出された場合は、転出した年度の公的年金からの特別徴収を継続します。

※ 年金所得に係る特別徴収税額及び仮特別徴収税額が変更された場合は、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収税額を変更したうえで、特別徴収を継続します。

●特別徴収の具体例

特別徴収開始 1 年目と 2 年目以降とでは徴収方法が異なります。

【例 公的年金等から算出した税額が年 51,800 円の方の場合】

＜特別徴収開始 1 年目の場合＞

特別徴収	徴収方法	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
開始	月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
1 年目	税額	13,900 円	12,000 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円

◎ 特別徴収開始 1 年目は、公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 の額を 10 月、12 月、2 月の 3 回にあん分してそれぞれの月の年金給付の際に特別徴収します。残りの 2 分の 1 の額は、普通徴収（納付書又は口座振替）により 6 月及び 8 月の 2 回にあん分して納付していただきます。

＜特別徴収開始 2 年目以降の場合＞

特別徴収	徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
開始	月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
2 年目	税額	8,700 円	8,600 円	8,600 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円

◎ 4 月、6 月、8 月の各月は、前年度の公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 の額を 3 回にあん分してそれぞれ特別徴収します（仮徴収）。

◎ 10 月、12 月、2 月は、公的年金等から算出した税額から仮徴収税額を差し引いた額を、3 回にあん分してそれぞれ特別徴収します（本徴収）。

8 よくあるご質問

横浜市の住民税は高いのですか？



私は令和6年6月に横浜市に引っ越してきた者ですが、横浜市の住民税は他の都市と比べて高いのでしょうか。



住民税（市民税・県民税）は、他の市町村と比べて高くなります。

住民税は、1月1日現在住所のある市町村において前年中の所得に対して課税されるものです。令和6年6月から横浜市にお住まいの場合には、令和7年度から横浜市で市民税・県民税・森林環境税が課税されます。

横浜市では、平成21年度から条例に定めるところにより、緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」の取組を進める重要な財源の一部として、『横浜みどり税』を実施しています（『横浜みどり税』の詳細については23ページをご覧ください。）。このため、他の市町村よりも市民税均等割の税額は年間で900円高くなります。

また、神奈川県では、平成19年度から条例に定めるところにより、水源環境の保全・再生のため、県民税に対する超過課税『水源環境保全税』が実施されています（『水源環境保全税』の詳細については27ページをご覧ください。）。このため、神奈川県下の市町村は、超過課税をしていない他の都道府県下の都市よりも県民税の税額は高くなります（なお、県民税及び森林環境税は法律で市町村が市民税にあわせ賦課徴収をすることとされています。）。

なお、道府県から指定都市への税源移譲により、横浜市を含む指定都市では、個人市民税・道府県民税所得割の標準税率が、市民税8%、道府県民税2%となっています。指定都市以外の市区町村の標準税率は、市民税6%、道府県民税4%となっており、市民税と道府県民税の税率の合計は10%で変わりません。

※ 住民税の税率については4ページを、森林環境税の税率等については、27ページをご覧ください。

※ 住民税の計算方法や税率などはすべて地方税法という法律で定められています。しかし、地方団体は財政上の特別な必要がある場合には、条例によって地方税法に定める標準税率を超えた超過税率により課税することができます。

給与以外に副収入がある場合に住民税の申告は必要ですか？



私は会社勤めをしています、ある雑誌に原稿を書いたところ、出版社から原稿料を受け取りました。このため、給与所得以外に原稿料の所得が15万円ほどあります。この場合、区役所に住民税の申告をする必要があるのでしょうか。



ケースによっては申告をしていただく必要があります。

所得税の場合、原稿料や外交員報酬については、支払の際に源泉徴収し、確定申告の際に給与所得と合算して税額を計算し直すことになっています。

ただし、年間の給与の収入金額が2,000万円以下で、給与所得以外の所得（原稿料、外交員報酬など）の年間合計額が20万円以下の人については、確定申告をしなくてもよいことになっています。

しかし、住民税の場合は、所得税と異なり、所得の多寡にかかわらず、給与所得と合算して税額を計算することになっています。

あなたの場合、原稿料について所得税の確定申告をした場合は、住民税の申告がされたとみなされ、住民税の申告は不要ですが、確定申告をしなかった場合は、住民税の申告をする必要があります。

退職後にも住民税を支払うのでしょうか？



私は、令和6年11月に会社を退職し、その後無職です。退職時に支払われた給与から一括して納めた住民税ですべて納税済みと思っていたところ、令和7年6月に「税額決定・納税通知書」が送られてきました。これは二重払いとならないでしょうか。



お支払いをお願いします。

会社勤めの方の市民税・県民税・森林環境税は、前年の所得を基準に算出された市民税・県民税・森林環境税の年税額を、所得の生じた年の翌年の6月からそのまた翌年の5月まで、年12回に分けて、毎月の給与の支払いの際に納めていただく特別徴収の方法によっています。

あなたから退職時に一括して納めていただいた住民税は、令和5年中の所得に対して課され、令和6年6月から毎月徴収された住民税の残税額であって、退職のため会社の給与から差し引かれなくなるため、退職時の給与から一括して納めていただいたものです。

一方、あなたの場合、令和6年1月から令和6年11月まで勤務していた会社から支払いを受けた給与がありますのでその間の所得に対して翌年に市民税・県民税・森林環境税が課税されます。そこで、令和7年の6月から納めていただくため税額決定・納税通知書が送られてきたものであって、重複して課税されたものではありません。

お父さんの年金に対する税法上の取扱いはどうなっているのでしょうか？



私の父（68歳）は、会社を辞めてから生計費等は私の負担で一緒に生活していますが、父は厚生年金の支給を受けています（令和6年中の支給額は220万円でした。）。この場合、父を扶養控除の対象とすることができるのでしょうか。また、父の年金には翌年に税金はかかりますか。父に年金以外の収入はなく、年金から差し引かれているのは、介護保険料年間5万円のみであり、その他に国民健康保険料を年間10万円支払っています。



個人市民税・県民税・森林環境税がかかります。厚生年金などの公的年金等は税法上、雑所得として課税の対象となるものですが、その所得金額は年金支給額から、次の公的年金等控除額を控除して求めます。

公的年金等控除

	収入金額	控除額
65歳未満	130万円未満	60万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%+145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円（上限）
65歳以上	330万円未満	110万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%+145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円（上限）

したがって、あなたのお父さんの雑所得金額は、

$$220\text{万円} - 110\text{万円} = 110\text{万円}$$

(年金収入) $\left[\begin{array}{l} \text{公的年金} \\ \text{等控除額} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{雑所得} \\ \text{金額} \end{array} \right]$

となります。

そこで、まず、お父さんが扶養控除の対象となるかどうかですが、令和6年中の所得に対して課される令和6年分の所得税、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税では、扶養控除の対象となる所得要件は、ともに48万円（65歳以上の方の年金受給額にして158万円）以下ですから、あなたのお父さんを扶養控除の対象とすることができません。

次に、お父さんの令和6年中の年金に対する課税上の取扱いですが、税額は所得金額から基礎控除などの所得控除を差し引いた金額に税率を乗じて計算しますので次のようになります。

《個人市民税・県民税・森林環境税：令和7年度》

お父さんの（雑）所得金額110万円から、社会保険料（15万円）と基礎控除額（43万円）を差し引いた金額（52万円）に住民税の税率（市民税8%・県民税2.025%）を乗じ、さらに調整控除を差し引き、均等割額及び森林環境税額を加えて計算します。

市民税所得割額（差引前） $520,000\text{円} \times 8\% = 41,600\text{円}$

県民税所得割額（差引前） $520,000\text{円} \times 2.025\% = 10,530\text{円}$

市民税所得割額（差引後） $41,600\text{円} - 2,000\text{円（調整控除）} = 39,600\text{円}$

県民税所得割額（差引後） $10,530\text{円} - 500\text{円（調整控除）} = 10,000\text{円} \times 100\text{円未満切り捨て}$

市民税 $39,600\text{円（所得割額）} + 3,900\text{円（均等割額）} = 43,500\text{円}$

県民税 $10,000\text{円（所得割額）} + 1,300\text{円（均等割額）} = 11,300\text{円}$

森林環境税額（国税） 1,000円

年税額は、市民税43,500円＋県民税11,300円＋森林環境税1,000円＝55,800円 となります。

●調整控除 … 税源移譲によって個々の納税者の負担が変わらないよう、平成19年度から個人住民税において、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられました。（計算方法については10ページ参照）

亡くなった夫の市民税・県民税・森林環境税は支払わなくてはならない？

Q 私の夫は令和7年3月に亡くなりましたが、6月に市民税・県民税・森林環境税の税額決定・納税通知書が送られてきました。私は既に亡くなった夫の税金を支払わなければならないのでしょうか。

A お支払いをお願いします。
市民税・県民税・森林環境税は、毎年1月1日現在、市内に住んでいる人に対して、前年中（1月1日～12月31日）の所得に基づいて課税されます。したがって、令和7年1月2日以降に亡くなった方に対しても、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税が課税され、財産の相続人が納税義務を引き継ぐことになります。
なお、令和8年度からは課税されません。

横浜市民でも横浜市に対して「ふるさと納税」はできますか？

Q 横浜市に在住していますが、地元の活性化のため横浜市にふるさと納税（寄附）をすることはできるのでしょうか。

A 横浜市では、横浜を愛する皆様や横浜市の取組にご賛同いただける皆様のお気持ちを、市内・市外を問わず広く募っており、市民活動や社会福祉、環境保全など、寄附金の使い道をお選びいただけるとともに、インターネット上でのお手続きも可能です。申込方法等、詳細については横浜市ウェブページをご確認ください。

また、ふるさと納税として寄附金税額控除の特例控除が受けられる寄附は、都道府県・市区町村に対する寄附（特例控除対象）とされているため、横浜市内在住の方が横浜市に対して寄附を行う場合も控除の対象となります。寄附金控除を受けるには、確定申告を行っていただくか、申告特例に該当する方は申告特例申請書を提出していただく必要があります。

なお、地方税法等の改正により『自団体住民に返礼品等を提供しないこと』が定められたため、令和元年6月1日以降の市民の皆様からのご寄附に対しては、返礼品等をお送りしておりません。

パート収入と税金は、どのように関わっているのでしょうか？

Q 私はサラリーマンですが、妻が令和6年から本屋へパートに出るようになりました。妻のパートが、私たち夫婦の税金にどのように関わってくるのでしょうか。妻のパート収入は102万円、私の年収は給与収入で500万円です。

A まず、妻のパート収入に税金がかかるかどうか、次に、あなた自身の税金計算上、所得から控除される配偶者控除や配偶者特別控除の適用があるかどうかについてみてみましょう。

税金はどのくらいの収入から

収入や所得に対する税金として所得税と市民税・県民税・森林環境税があります。

① 所得税（令和6年分）

パート収入は、所得税法では給与所得とされ、一般のサラリーマンと同じように税金を計算することになりますが、給与収入額から給与所得控除額を差し引いた残額が基礎控除額（48万円）以下の場合、所得税は課税されません。つまり、所得税における給与所得者の「課税最低限」は、次のようになります。

(給与所得控除額)	(基礎控除額)	(課税最低限)
55万円	+	48万円 = 103万円

ご質問のケースでは、収入金額が103万円以下ですので、所得税は課税されません。

② 市民税・県民税・森林環境税（令和7年度）

一方、市民税・県民税・森林環境税には、「非課税制度」があり、その限度額は横浜市の場合、45万円となっています。つまり、給与収入金額が、給与所得控除額と非課税限度額（45万円）を合計した金額（100万円）以下の場合、市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

(給与所得控除額)	(非課税限度額)	
55万円	+	45万円 = 100万円

ご質問のケースでは、収入金額が100万円を超えるため、市民税・県民税・森林環境税は課税されます。この場合、市民税・県民税・森林環境税は所得のあった年の翌年に課税されますので、このケースでは令和7年度の市民税・県民税・森林環境税として課税されます。⇒ 19 ページ【表1】参照

配偶者控除の対象となるのは

配偶者の給与所得が48万円（給与収入金額で103万円）以下で、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下であれば、所得税・住民税ともにあなたの所得から控除できる配偶者控除の対象となります。

あなたの妻の所得は47万円（給与収入金額102万円－給与所得控除額55万円）で、あなたの所得が356万円（給与収入金額500万円－給与所得控除額144万円）ですから、所得税、市民税・県民税・森林環境税の計算上、配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）を受けることができます。

⇒【表1】【表2】参照

配偶者特別控除の対象となるのは

配偶者特別控除は、パート収入が103万円を超える配偶者には配偶者控除の適用がなくなり控除が激変するのを緩和し、また、所得の稼得に対する配偶者の貢献を考慮して、昭和62年9月の税制改正により設けられ、平成30年の税制改正により、見直されました。

この特別控除の適用が受けられるのは、配偶者控除の適用条件と同じく、控除を受ける本人の合計所得金額が1,000万円以下であることが要件とされています。

あなたの妻の令和6年中のパート収入は102万円で、かつあなたの給与所得が356万円ですので、【表2】から、令和6年分の所得税及び令和7年度の市民税・県民税・森林環境税について、それぞれ配偶者控除が適用されます。

* 前年の収入が給与のみで、合計所得金額1,000万円超の納税者に、生計を一にする所得がない配偶者がいる場合には、納税者又は配偶者の個人市民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの区の税務課市民税担当にお問合せください（問合せ先電話番号については、40ページをご参照ください。）。

【表1】所得税、市民税・県民税・森林環境税及び配偶者控除に関する収入金額の目安

令和6年中の 給与収入金額	配偶者（妻）自身に 税金がかかるかどうか		配偶者控除の対象 となるかどうか	
	給与所得金額	所得税	市民税・県民税・ 森林環境税	所得税、市民税・県民税・ 森林環境税
100万円以下	45万円以下	かからない	かからない	なる
100万円超 103万円以下	45万円超 48万円以下	かからない	かかる	なる
103万円超	48万円超	かかる	かかる	ならない

※ 本人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除の対象にはなりません。

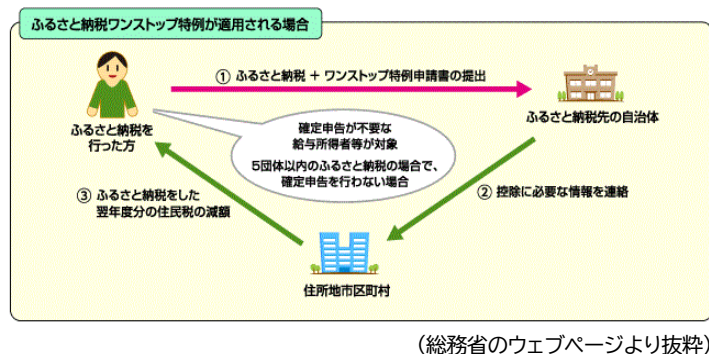
【表2】パート収入等に係る配偶者控除・配偶者特別控除額 早見表

	令和6年分 所得税			令和7年度 市民税・県民税・森林環境税		
	本人の合計所得金額			本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の給与収入金額	配偶者控除			配偶者控除		
0～1,030,000円	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
配偶者の給与収入金額	配偶者特別控除			配偶者特別控除		
1,030,001～1,500,000円	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
1,500,001～1,550,000円	36万円	24万円	12万円			
1,550,001～1,600,000円	31万円	21万円	11万円			
1,600,001～1,667,999円	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円
1,668,000～1,751,999円	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円
1,752,000～1,831,999円	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円
1,832,000～1,903,999円	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円
1,904,000～1,971,999円	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円
1,972,000～2,015,999円	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円
2,016,000円～	0円	0円	0円	0円	0円	0円

9 ふるさと納税ワンストップ特例(申告特例)制度及び申告特例控除について

ふるさと納税ワンストップ特例(申告特例)制度(以下「ワンストップ特例制度」といいます。)は、確定申告の不要な給与所得者等が都道府県・市区町村(特例控除対象(※))に対するふるさと納税を行う際に申請することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度です

この特例を受けた場合、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人市民税・県民税の減額(申告特例控除)という形で控除が行われます(控除の計算方法については、10 ページ参照。)。



● 特例の申請は、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税を行った自治体へワンストップ特例(申告特例)申請書を提出することが必要です。

● 特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へワンストップ特例(申告特例)申請事項変更届出書を提出してください。

◆留意事項◆

- (1) 以下の条件に該当する方は、ワンストップ特例制度の適用対象外となりますので、所得税を含めた控除を受けるためには、確定申告書への記載及び提出が必要です(以下の条件に該当する場合は、ふるさと納税先自治体にワンストップ特例(申告特例)申請書を提出している場合も、その申請はなかったものとみなされます。)。
 - ・ 5団体を超える自治体へふるさと納税を行った方
 - ・ 寄附した年の翌年度の市民税・県民税申告書または、寄附した年分の所得税の確定申告書を提出した方
 - ・ 寄附した年分の所得税の確定申告書の提出義務がある方
 - ・ ワンストップ特例(申告特例)申請書に記載の住所と、寄附した翌年の1月1日に居住の自治体異なる方のうち、寄附した翌年の1月10日までに、ふるさと納税先自治体にその変更の届を提出していない方
- (2) 市民税・県民税申告書または、所得税の確定申告書を提出する方で寄附金控除を受ける場合は、申告書に寄附金控除を受けるすべての寄附金(ワンストップ特例制度の対象として申請を行ったふるさと納税分も含む)を必ず記載してください。
- (3) 当初の税額通知後、当初の通知で申告特例控除が適用されていたとしても、市民税・県民税申告書または所得税の確定申告書を提出した場合、その分の控除はなかったものとみなされるため、申告書に寄附金控除を受けるすべての寄附金(ワンストップ特例制度の対象として申請を行ったふるさと納税分も含む)を必ず記載してください。

10 上場株式等の譲渡益や配当に係る税金の最近の税制改正について

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額(以下、特定配当等所得という。)については、所得税と個人市民税・県民税(以下、個人住民税という。)において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度より、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなりました。

つまり、所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税(申告分離課税)にて確定申告を行った場合は、個人住民税においても総合課税(申告分離課税)で申告したこととなり、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

そのため、確定申告において申告した特定配当等所得については、個人住民税においても「申告することとなり、個人住民税の「合計所得金額」などにも算入されることとなります。

それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

横浜市 上場株式等の配当等所得及び譲渡所得等の申告方法について

検索

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人に対して、個人の市民税と同様に均等割と、法人の所得に応じて課される法人税額をもとに課する法人税割を合算して算出します。課税のしくみは次のようになります。

なお、横浜市では、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するために「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策に取り組んでおり、そのための財源の一部として平成21年度から「横浜みどり税」を実施しています。

法人市民税では、法人市民税均等割に標準税率の9%相当額を上乗せする形で、ご負担をお願いしています(横浜みどり税について⇒23～25ページ)。

1 納税義務者

法人市民税の納税義務者及び均等割と法人税割を負担する関係は次のようになります。

納税義務者	均等割額	法人税割額
市内に事務所や事業所がある法人	課税	課税
市内に事務所や事業所はないが、寮、保養所等がある法人	課税	非課税
市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者	非課税	課税

法人には人格のない社団等(収益事業を行うもの)を含みます。

2 均等割

均等割は資本金等の額と従業者数により次のとおり判定します。

平成21年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度分の均等割に対しては、横浜みどり税として均等割額の標準税率(年額)に9%相当額が上乗せになります。

なお、平成26年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

資本金等の額による法人等の区分	均等割額(年額)			
	★横浜みどり税を含む税率		標準税率	
	従業者数50人超	従業者数50人以下	従業者数50人超	従業者数50人以下
資本金等の額がないものとみなされる法人※	54,500円	54,500円	50,000円	50,000円
1千万円以下の法人	130,800円	54,500円	120,000円	50,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	163,500円	141,700円	150,000円	130,000円
1億円を超え10億円以下の法人	436,000円	174,400円	400,000円	160,000円
10億円を超え50億円以下の法人	1,907,500円	446,900円	1,750,000円	410,000円
50億円を超える法人	3,270,000円		3,000,000円	

●市内の複数の区に事務所等がある場合…(各区内の)従業者数に応じ区ごとに判定した均等割額を合算

●同一区内に複数の事務所等がある場合…従業者数を合算して均等割額を判定

※1 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することのできないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)

※2 人格のない社団等

※3 一般社団法人(非営利型法人を除く。)&一般財団法人(非営利型法人を除く。)

※4 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの

3 法人税割

法人税割額は、

【課税標準 × 税率 − 税額控除】

によって求めます。

課税標準は、法人税額から控除額等を加減算した額となります。税率は右図のとおりです(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される税率です。それ以前に開始する事業年度は適用される税率が異なります。)。

法人の資本金の額又は出資金の額	税 率
10 億円以上の法人 又は法人課税信託の受託者	8.4%
5 億円以上 10 億円未満の法人	7.2%
5 億円未満の法人	6.0%

横浜市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、市町村ごとの従業者数であん分した【分割課税標準】を算出し、これを基に法人税割額を計算し納めることになります。

分割課税標準は、 $(\text{課税標準} \div \text{全従業者数}) \times \text{横浜市分の従業者数}$ によって求めます。

4 申告と納付

各々の法人が定める事業年度終了の日の翌日から2か月以内に法人が自ら税額を計算し、申告してその税額を納めます。

- 申告書・設立開設届等提出先：財政局法人課税課法人市民税担当
- 収 納 業 務：主たる事務所の所在する区の区役所
- 法人市民税の納税証明の発行：主たる事務所の所在する区の区役所、行政サービスコーナー

☆ 法人市民税申告書・納付書等をダウンロードすることができます！

一部を除く申告書の様式・手引きについては、ウェブページからダウンロードできます。

横浜市 法人市民税

検 索

☆ 法人市民税の申告・納税はインターネットでもできます！

eLTAX

検 索

eLTAX を利用して、法人市民税の「申告書」等について電子申告での受付を行っています。

詳しい申告の方法は、eLTAX ウェブページをご覧ください。

また、法人市民税は地方税共通納税システムもご利用いただけます。複数の地方公共団体へ一括して電子納税が可能ですので、ぜひご利用ください。

※ 電子申告での申告書の「提出先」は「主たる事務所のある区」を選択してください。

例：「主たる事務所のある区」が中区の場合は、「(中区分) 横浜市法人課税課」を選択してください。

法人市民税の超過課税は快適なまちづくりに役立っています！

<均等割（横浜みどり税）>

本市では、平成21年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度分の均等割に対しては、横浜みどり税として年間均等割額の9%相当額を上乗せした額を納めていただいております。

市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的とした横浜みどりアップ計画の推進のための重要な財源の一部として活用しています(横浜みどり税の詳細については、次ページをご覧ください。)

◆令和7年度均等割超過課税分の実収見込額：11 億円

<法人税割>

本市では、資本金5億円以上の法人について、標準税率を超えた税率により課税した額を納めていただいております。主要な道路などの都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。

◆令和7年度法人税割超過課税分の実収見込額：76 億円

3 横浜みどり税

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑をまもり、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成 21 年度から市民の皆様にご負担いただいています。

また、横浜みどり税のほか、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図ることを目的として、固定資産税等の軽減措置を設けています。26 ページを併せてご覧ください。

なお、森林環境税(国税)と水源環境保全税(県税)については 27 ページをご覧ください。

1 課税方式と税率、実施期間

横浜みどり税は、緑の保全・創出による受益が市民である個人・法人に広く及んでいることから、その費用を広く負担していただく趣旨で、市民税均等割の超過課税という課税方式を採用しています。

●個人

個人市民税の均等割に年間 900 円を上乗せ（令和 10 年度分まで）

●法人

法人市民税の年間均等割額の 9 %相当額を上乗せ
(令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度まで)

【参考】法人市民税に係る横浜みどり税相当額

資本金等の額による法人の区分	横浜みどり税相当額	
	従業者数 50 人超	従業者数 50 人以下
資本金等の額がないものとみなされる法人※	4,500 円	4,500 円
1 千万円以下の法人	10,800 円	4,500 円
1 千万円を超え 1 億円以下の法人	13,500 円	11,700 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	36,000 円	14,400 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	157,500 円	36,900 円
50 億円を超える法人	270,000 円	

※ 21 ページ「2 法人の市民税 2 均等割※ 1～4」参照

2 税収規模と基金への積み立て

●税収規模

約 30 億円（内訳：個人約 19 億円、法人約 11 億円）※令和 7 年度当初予算ベース

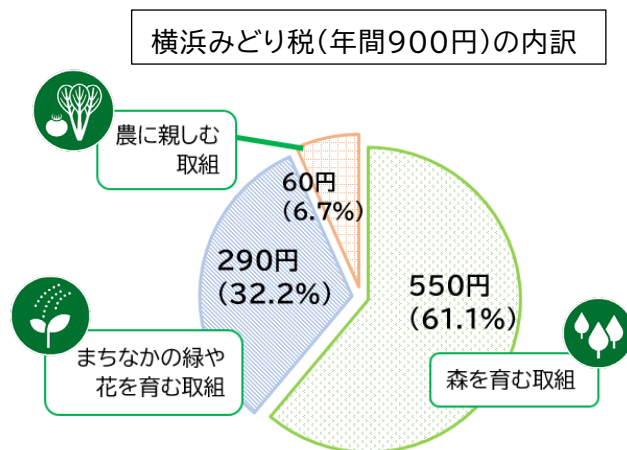
●基金への積み立て

横浜みどり税の税収相当額は、緑の保全及び創出に資する事業の充実を図るための「横浜市みどり基金」に積み立てます。

3 横浜みどり税の使いみち

「横浜みどりアップ計画」のうち、下記の横浜みどり税の使途に該当する事業へ、横浜みどり税を充当します。

- ① 樹林地・農地の確実な担保
- ② 身近な緑化の推進
- ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



横浜みどり税についての問合せ先

個人市民税：各区役所税務課市民税担当（40 ページ）

法人市民税：財政局法人課税課法人市民税担当（TEL：045-671-4481 FAX：045-210-0481）

4 横浜みどりアップ計画について

「横浜みどりアップ計画」は、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するための5か年計画です。計画の理念に、「みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜」を掲げ、「柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む」「柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる」「柱3 市民が実感できる緑や花をつくる」という3つの柱に加え「効果的な広報の展開」に取り組んでいます。

取組の内容



市民とともに
次世代につなぐ**森**を育む

- 樹林地の新規指定と買入れ申し出への対応
- 指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり



市民が身近に
農を感じる場をつくる

- 水田保全への支援
- 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開



市民が実感できる
緑や花をつくる

- まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- 地域での緑や花の取組支援
- 子どもを育む空間での緑の創出・育成

+

効果的な**広報**の展開

「横浜みどりアップ計画 [2024-2028]」
については、横浜市ウェブページを
ご覧ください。



横浜みどりアップ計画

検索

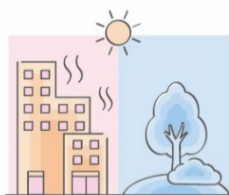


緑はなぜ大切？

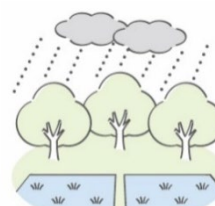
緑には、生物が生息できる環境をつくるとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、浸水被害を軽減する防災・減災など、さまざまな機能があります。



生き物の生息場所



暑熱緩和



貯留・かん養



環境教育



防災・減災



景観形成

横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園

- 16 か所開園し、43 か所に（未開園4か所） -

地域が主体となって緑や花を創出

- 70 地区で展開 -



農園の開設

- 300 か所以上開設 -



横浜みどりアップ計画についての問合せ先

みどり環境局 戦略企画課 電話：045-671-4214

FAX：045-550-4093

5 基準以上の緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置のご案内

横浜みどり税条例の施行（平成 21 年 4 月 1 日）に伴い、500 ㎡以上の建築物敷地で、一定基準以上の緑化を行い、その緑地を横浜市と 10 年間保全する契約を締結すると、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税が軽減される制度です。

(1) 条件

- 建築確認の敷地面積が 500 ㎡以上の建築物敷地であること（集合住宅や企業も対象となります。）
- 敷地面積に占める緑化面積の部分が、基準となる緑化率に加え、さらに 5 %以上緑化されている、緑化認定証の交付を受けた敷地であること
- 令和 10 年 12 月 31 日までの間に、緑化部分を 10 年間保全する契約を本市と締結すること

(2) 軽減内容

基準を超えて緑化している部分（上乘せ緑化部分）の税額の 4 分の 1 が軽減されます。

【相談窓口・問合せ先】

窓口での相談は、事前にご予約くださいますようお願いいたします。

みどり環境局 環境活動事業課 電話：045-671-3447 FAX：045-550-4554

6 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置のご案内

横浜みどり税条例の施行（平成21年4月1日）に伴い、農地の保全を図るため、一定の条件を満たす場合、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税が10年間軽減されます。令和10年12月31日までに、当該農業用施設を10年間継続して使用する契約等を横浜市と締結していただく必要があります。

(1) 対象

農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地

(2) 条件

市街化調整区域内農地（農地転用許可済みの土地を除く）及び生産緑地を 1000 ㎡以上耕作している農家が、農業用施設を自らの農業用として 10 年間継続して使用する契約を横浜市と締結し、かつ当該施設の用地を特定農業用施設用地として横浜市が指定すること

(3) 軽減内容

一般の農業用施設用地の税額との差額相当分

宅地課税から敷地外にある一般の農業用施設用地並みの課税となります。

【問合せ先】

みどり環境局 農政推進課 電話：045-671-2630 FAX：045-664-4425

7 森林環境税(国税)・水源環境保全税(県税)について

森林環境税（国税）

森林環境税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するために、平成31年度税制改正により創設された国税で、令和6年度から課税されています。

【参考】森林環境税の概要

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与 （令和6年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用） ※本市へは「森林環境譲与税」として譲与
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

都市部の主な使いみちは、その整備事業で生み出された国産木材を、消費地として購入・利用することであり、横浜みどり税とは目的と使いみちが異なります。

横浜市では、学校施設や、公園等の市民利用施設の建築・改修等の際に国産木材を活用する際の財源として、森林環境譲与税を活用しています。

水源環境保全税（県税）

水源環境保全税は、神奈川県が水源環境の保全・再生に継続的に取り組むために、平成19年度に創設した個人県民税の超過課税です。

【参考】水源環境保全税の概要

趣旨（目的）	将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため
課税手法・税率	個人県民税均等割に年額300円、所得割に0.025%上乗せ
課税期間	令和8年度まで
横浜市への交付	横浜市には交付されていない
使いみち	・森林の保全・再生 ・地下水の保全・再生 ・県外上流域対策の推進 ・水源環境保全・再生を推進する仕組み ・河川の保全・再生 ・水源環境への負荷軽減

水源環境保全税を活用した事業は、主として神奈川県西部の水源保全地域で行われ、横浜市域では実施していませんが、横浜市民を含め県東部の県民が利用する良質な水の確保につながっています。また、横浜みどり税と神奈川県の水源環境保全税とは、目的が異なります。

詳しくは、ウェブページをご覧ください。

総務省 森林環境税

検索



神奈川県 水源環境保全税

検索



4 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋(住宅、店舗、工場、事務所等)・償却資産(事業のために用いている構築物・機械等)を対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有する方に、その価格に応じて納めていただく税金です。

●主な内容

納税義務者	原則：毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者で具体的には次のとおりです。 ◆土地・家屋：登記簿又は土地(補充)課税台帳若しくは家屋(補充)課税台帳に所有者として登記又は登録されている方 ◆償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている方
課税対象	土地・家屋・償却資産(会社や個人が事業のために用いている構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産) 〈主な償却資産の例〉駐車場の舗装路面、駐車装置(ターンテーブル、機械部分)、屋外給排水設備、緑化施設、受変電設備、外灯、フォークリフト等の大型特殊自動車、応接セット、ロッカー、金庫、パソコン、看板、ネオンサイン、レジスター、ルームエアコン、冷蔵庫、厨房設備等
課税標準額	固定資産税を計算するための基礎となる価格です。
税率	1.4%
税額の計算方法	税額＝課税標準額×税率(1.4%) 課税標準額の求め方については、29～31ページ参照
免税点	同一区内で同一の人が所有する固定資産に係る固定資産税の課税標準額の合計が、次に掲げる額未満の場合には、固定資産税が課税されません。 土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
納期	第1期：4月 第2期：7月 第3期：12月 第4期：翌年2月

2 都市計画税

都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、都市計画法による市街化区域(令和7年2月現在で横浜市の市域の約77%)内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有する方に、土地及び家屋の価格に応じて、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

◆税額の計算方法 税額＝課税標準額×税率(0.3%)
(課税標準額の求め方については、29～31ページ参照)

●都市計画税の収入と使いみちは…

横浜市においては、街路・公園整備事業や土地区画整理事業等の事業費約1,058億円に対し、都市計画税収約664億円を充当しています(令和7年度予算)。

3 令和7年度の価格について

土地・家屋の価格は、3年ごとに見直すこととされ、これを「評価替え」といい、最近では令和6年度に行いました。評価替え年度の翌年度及び翌々年度は、原則として価格が据え置かれます。

本年度(令和7年度)は、評価替え年度の翌年度であるため、原則として価格が据え置かれます。ただし、次のような場合には、例外的に価格の見直しを行います。

土地	家屋
- 分筆、合筆、地目の変換などによって、土地の区画形質が変化した土地 - 生産緑地に指定された農地又は市街化区域に編入された農地 - 著しい地価の下落が認められた土地(宅地)	増改築又は一部取壊しのあった家屋 ※令和6年1月2日から令和7年1月1日までに新築された家屋については、令和7年度の価格が新規に登録されます。

※ 土地については、価格が据え置かれた場合でも負担調整措置により税額が上がることがあります。

税額の計算については30ページ及び31ページをご確認ください。

※ 償却資産の価格は、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただき、それに基づいて、毎年度算出しています。

4 縦覧制度について

固定資産税(土地・家屋)には、縦覧という制度があります。縦覧とは、縦覧帳簿をご覧いただくことにより、納税者が自己の所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認できる制度です(無料)。

【実施期間】 4月1日から第1期納期限まで(土・日・祝日は除く)

【場所】 資産の所在する区の区役所税務課の窓口

【縦覧できる方】 固定資産税(土地・家屋)の納税者又はその代理人

【必要書類】 窓口に来られた方の官公署発行の顔写真付き本人確認書類

例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

※ 顔写真付きでない場合は、2種類必要です(納税通知書と健康保険証又は健康保険の資格確認書など)。

※ 代理人の場合は、委任状など代理人であることを確認するための書類が必要です。

※ 法人の場合は、代表者印が押印された申請書又は代表者印が押印された委任状が必要です。

ご本人の資産について、価格等の確認をされたい場合は課税台帳の閲覧制度をご利用ください(無料)。資産の所在する区の区役所税務課の窓口(償却資産については償却資産センター)までお越しください。閲覧の際はご本人確認をさせていただきます(土・日・祝日を除く8時45分から17時00分まで)。

5 土地についての特例

(1) 住宅用地の課税標準の特例

固定資産税・都市計画税の課税標準は、地方税法の規定により原則として価格を課税標準額としますが、住宅用地については、価格に特例率を乗じた額を課税標準額としています(本則課税標準額といいます。)

●宅地の区分と課税標準の特例(※ アパート、マンション等の敷地は、「戸数×200㎡以下の部分」が小規模住宅用地となります。)

区 分		土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額	
				固定資産税	都市計画税
住宅用地	小規模住宅用地	住宅、アパート等の敷地	200㎡以下の部分	(特例率) 価格×1/6	(特例率) 価格×1/3
	一般住宅用地	(家屋の床面積の10倍まで)	200㎡を超える部分	(特例率) 価格×1/3	(特例率) 価格×2/3
非住宅用地		店舗、工場等の住宅以外の敷地や空地		住宅用地の特例適用なし (価格＝本則課税標準額)	

この住宅用地の課税標準の特例は、200㎡以下の部分の小規模住宅用地と、200㎡を超える部分の一般住宅用地とに区分されて適用されます。

(2) 市街化区域農地の課税標準の特例

市街化区域にある農地は、本来、宅地並みの価格を基に課税することとされていますが、住宅用地の税負担との関係や市街化に伴う税負担の増加を緩和するために次のような特例があり、税負担が軽減されています。具体的には、価格に次の特例率を乗じて本則課税標準額を求めます。

●固定資産税：本則課税標準額＝価格×1/3

●都市計画税：本則課税標準額＝価格×2/3

※ 農地は課税上、市街化区域農地と一般農地に区分されます。

- ・ 市街化区域農地は市街化区域内の農地で、生産緑地地区や特定生産緑地の指定を受けた農地を除いた農地です。
- ・ 一般農地は、主に市街化調整区域や生産緑地地区内の農地です(ただし、農地法に基づく転用の許可を受けた農地は除かれます。)

6 土地（宅地）の税額計算は次のように行います

土地(宅地)の利用状況により、住宅用地と非住宅用地に区分して税額計算を行います。

税額は、原則として本年度の価格(住宅用地の場合は、特例率を乗じた本則課税標準額)を課税標準額とし、これに税率を乗じて算出します。

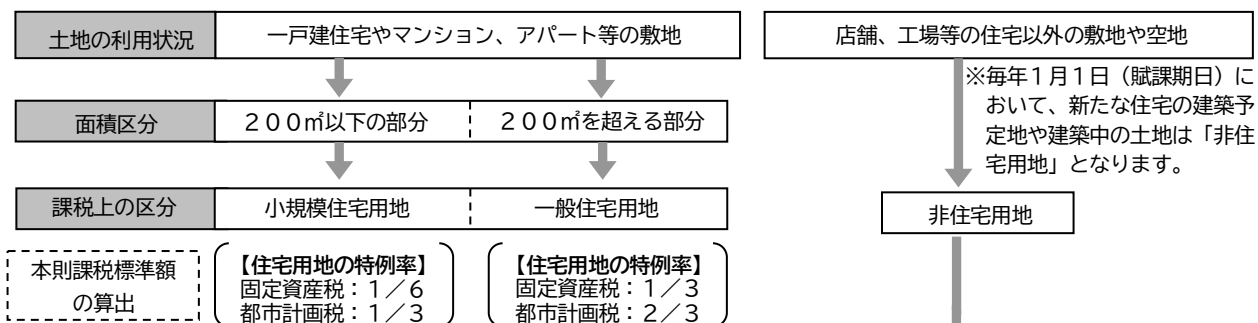
ただし、前年度の課税標準額が本年度の価格(本則課税標準額)に達していない場合には、負担水準に応じて前年度の課税標準額を増額(又は据置き)し、これを本年度の課税標準額とします。これを負担調整措置といい、土地の評価額が上昇した場合等に税負担の上昇を緩和するため、課税標準額を毎年徐々に価格(本則課税標準額)に近づける措置です。これにより、価格が据え置かれた場合でも税額が上がる場合があります。

(1) 用語の説明

価格（評価額）	宅地の価格は、「固定資産評価基準」に基づき、地価公示価格等の7割を目途として評定します。この価格は、3年ごとに見直すこととされています（評価替え）。次の評価替えは、令和9年度に行います。
本則課税標準額	住宅用地の場合には、価格に特例率を乗じた額が本則課税標準額となります（以下「①宅地の区分の判定」を参照）。
負担水準	本年度の価格（本則課税標準額）に対し、前年度の課税標準額がどの程度まで達しているのか、割合を示したものです（以下「②負担水準の算出」を参照）。
課税標準額	実際の税額計算の基礎となる額で、負担水準に応じて求めます（以下「③課税標準額の算出」を参照）。この課税標準額に税率を乗じて税額を算出します。

(2) 宅地の税額の計算方法

- ① 宅地の区分の判定 ※マンションやアパート等の場合は、「戸数×200㎡以下の部分」が小規模住宅用地となります。



- ② 負担水準の算出

$$\text{令和7年度負担水準} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度本則課税標準額}}$$

$$\text{令和7年度負担水準} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度価格}}$$

- ③ 課税標準額の算出 ※負担水準に応じて、令和7年度課税標準額を算出します。

負担水準100%以上 … 令和7年度本則課税標準額に引下げ
負担水準100%未満 … 令和6年度課税標準額 + (令和7年度本則課税標準額×5%) ^{注1}

負担水準 60%未満	負担水準 60～70%	負担水準 70%超
令和6年度課税標準額 + (令和7年度価格×5%) ^{注2}	令和6年度課税標準額に据置き	令和7年度価格の70%に引下げ

注1：この算式で求めた額が本則課税標準額を上回る場合は本則課税標準額となり、20%を下回る場合は本則課税標準額の20%相当額となります。

注2：この算式で求めた額が価格の60%を上回る場合は価格の60%相当額、20%を下回る場合は価格の20%相当額となります。

- ④ 税額の算出

$$\text{令和7年度税額} = \text{令和7年度課税標準額（価格とは異なります。）} \times \text{税率} \left[\begin{array}{l} \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \text{都市計画税 } 0.3\% \end{array} \right]$$

7 家屋の税額計算は次のように行います

(1) 価格（評価額）の求め方

新築家屋は、実地調査により屋根・内壁等家屋に使われた資材や設備を把握し、「固定資産評価基準」に定められた単価を当てはめて、経過年数に応じた減点補正率を適用し、価格を算出します。

既存家屋の価格は、建築物価の動向等を考慮して3年ごとに見直し(評価替え)を行います。見直した価格が前年度の価格よりも高くなった場合は、前年度の価格に据え置かれます。

(2) 税額の算出

原則として価格が課税標準額になります。課税標準額に税率を乗じて税額を算出します。

$$\text{令和7年度税額} = \text{令和7年度価格（課税標準額）} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \text{都市計画税 } 0.3\% \end{array} \right)$$

(3) 減額制度

● 新築された住宅に関する減額制度

次の要件を満たしている新築住宅については、新築後一定期間、家屋に係る固定資産税が2分の1減額されます。また、①認定長期優良住宅及び②認定低炭素住宅等は、あわせて都市計画税も同様に2分の1減額されます(都市計画税の減額は、より高い省エネ住宅の普及促進を図るため、横浜市独自の制度として行っているもので、申告が必要です。)

《要件》 ・ 居住部分の割合…全体の床面積の1/2以上

・ 居住部分の床面積…50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下

《内容》 ・ 2分の1を減額（120㎡分まで）

区 分	減額対象		減額期間		申 告
	固 定 資産税	都 市 計画税	3階建以上の 準耐火構造等住宅	左記以外	
① 認定長期優良住宅	○	○	7年	5年	要
② 認定低炭素住宅等	○	○	5年	3年	要
③ 一般の新築住宅（①②以外）	○	×	5年	3年	不要

※ 都市計画税に対する減額は、令和8年3月31日までに建築された住宅が対象です。

認定長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を作成し、所管行政庁である横浜市の認定を受けた住宅です。

認定低炭素住宅等とは、一定の省エネ基準に適合している住宅のことで、具体的には「認定低炭素住宅」、「ZEH水準省エネ住宅」又は「建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅」が該当します。

認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅等に該当し、減額の適用を受けようとする方は、新築した翌年の1月31日までに必要書類を添えて、区役所税務課家屋担当へ申告書を提出する必要があります。

● 改修工事を行った住宅に関する減額制度

改修工事区分	減額する割合		減額面積の上限	貸家 部分	減額 期間	対象となる建物
	固 定 資産税	都 市 計画税				
④ 耐震	1/2	1/2	120 m ²	○	翌年度 のみ	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在
⑤ バリアフリー	1/3	×	100 m ²	×		新築から 10 年以上経過した家屋
⑥ 省エネ	1/3	1/3	120 m ²	×		平成 26 年 4 月 1 日以前から所在

※ ④～⑥は、工事完了から3か月以内に区役所税務課家屋担当へ申告が必要です。

※ ⑤⑥は、工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である必要があります。

※ 都市計画税に対する減額は、令和8年3月31日までに工事が完了した家屋が対象です。

家屋の減額について、詳しくは横浜市のウェブページをご覧ください。

横浜 家屋 減額

検 索



8 償却資産の評価について

地方税法第 383 条により、償却資産の所有者は毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在における償却資産の所有状況を 1 月 31 日までに申告することとなっています。償却資産の価格(評価額)は取得時期、取得価額及び耐用年数に応ずる減価残存率を基本にして計算します。

- ① 前年中に取得した償却資産の評価
 $\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率}$

② 前年前に取得した償却資産の評価
 $\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率}$

☆償却資産申告書及び種類別明細書は横浜市のウェブページからダウンロードできます。

横浜 償却資産申告書等



検索

☆償却資産のすべての課税事務は「横浜市償却資産センター」(41 ページ参照)で行っています。

☆償却資産の申告は eLTAX を活用し、インターネットでもできます。

eLTAX



検索

9 固定資産税・都市計画税についてのお知らせ

(1) 土地・家屋の所有者が亡くなられた場合

- 相続登記(令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化されています)
相続(遺言を含む。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から 3 年以内に、管轄する法務局(登記所)で相続登記の申請をすることが義務付けられました。正当な理由がなく申請を行わなかったときは、10 万円以下の過料の適用対象となるとされています。詳細は、横浜地方法務局のウェブページをご覧ください。

横浜 相続登記



検索

- 現所有者申告
次の 1 月 1 日(賦課期日)までに相続登記ができない場合、土地・家屋を現に所有している方(相続人など)は、氏名・住所等必要な事項を資産の所在する区の区役所税務課へ申告していただく必要があります。詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。

横浜 現所有者申告制度



検索

(2) 土地・家屋の固定資産税に関する変更届出について

次に該当する方は、納税通知書に同封の「固定資産税に関する変更届出《お願い》」をご覧ください、横浜市電子申請・届出システム等で届出をしてください。

- ・ 納税通知書に記載のお届け先のご住所やお名前に変更や修正のある方
 - ・ 納税通知書に記載された土地の利用状況を変更した(又はその予定がある)方
 - ・ 家屋の新築・増改築・取壊しを行った(又はその予定がある)方
- ※ 登記の変更手続きをされた方は届出をしていただく必要はありません。

横浜 固定資産税 変更届出



検索

(3) 減免制度について

火災、震災、風水害等の災害により、土地・家屋に一定の損害を受けた場合は、税負担を軽減する制度が横浜市市税条例で定められています。詳細は資産の所在する区の区役所税務課にお問い合わせください。

10 審査の申出について

納税者は、固定資産の「価格」に不服があるときは、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日(令和 7 年 4 月 1 日)以降、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内(公示した日以後に価格決定又は修正があった場合は決定又は修正の通知を受けた日から 3 か月以内)に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会は、市民、市税の納税義務者又は学識経験者の中から議会の同意を得て市長が選任した委員で組織され、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査します。

5 軽自動車税（種別割・環境性能割）

1 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）を所有する方にかかる税で、納期は5月1日から同月末日までとなっています。税率は軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、1台当たりの年税額が決められています（自動車税（種別割）と異なり、税額の月割りはありません。）。

(1) 手続き

軽自動車等の所有者又は使用者は、軽自動車等を取得・廃車・譲渡・盗難・転居・改造等した場合は、申告期限までに申告が必要となります。

- ※ 盗難の場合は、警察署に届け出た後、速やかにお住まいの区役所に申告を行ってください。
- ※ 所有者・使用者が法人の場合、支社等を所有者・使用者とする登録はできません。必ず本社の名称・所在地・代表者氏名を記載していただき、車両を使用する支社等の所在地は「主たる定置場」欄に記載してください。

<軽自動車税（種別割）の申告期限>

申 告 事 由	申 告 期 限
標識の交付や申告事項の変更（購入、名義変更（譲受け）、転入等）	15 日以内（事由発生日から）
標識の返還（廃車、名義変更（譲渡し）、転出等）	30 日以内（事由発生日から）

<車両の種類と手続き先>

125 cc超のバイクや3輪・4輪の軽自動車をお持ちの方で、県外への引っ越し等により、車両の名義や住所変更の手続きを県外の窓口で行った場合は、本市に税止めの申告（連絡）が必要となります。申告（連絡）をいただかないと、所有していない（譲渡した）のに納税通知書が届くなどの事象が起こる場合があります。

税止めの手続きは、旧住所地（旧定置場）の区役所市民税担当にお問い合わせください。

車 両 の 種 類	ナンバープレートの交付・返還・申告事項の変更	軽自動車税（種別割）の申告
原動機付自転車 小型特殊自動車 (注1)	住所地（定置場）の区役所市民税担当（40 ページ参照）	
2 輪の軽自動車 2 輪の小型自動車	関東運輸局 神奈川運輸支局 〒224-0053 横浜市都筑区池辺町 3540 TEL 050-5540-2035	
3 輪、4 輪の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-1 TEL 050-3816-3118	(一社) 全国軽自動車協会連合会 神奈川事務所 横浜支所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-4 TEL 045-929-6888

(注1) 原動機付自転車・小型特殊自動車の手続きについて

- ※ 申告の際には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。
- ※ 改造の場合は、軽自動車税（種別割）申告書のほか、改造申立書（改造内容が分かる資料）と改造内容が確認できる資料の提出が必要です。

(2) 税率

<原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車等>

車 種 区 分			標識	税 率（年 税 額）
原動機付自転車	排気量 50cc 以下、 定格出力 0.6kW 以下	ミニカー（排気量 20cc 超～50cc 以下、 定格出力 0.25kW 超～0.6kW 以下）	水色	3,700 円
		上記以外のもの（注2）	白色（注3）	2,000 円
	排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下			
	排気量 50cc 超～90cc 以下、定格出力 0.6kW 超～0.8kW 以下		黄色	2,000 円
	排気量 90cc 超～125cc 以下、定格出力 0.8kW 超～1.0kW 以下		桃色	2,400 円

(1) 手続き

軽自動車を取得（新規取得、売買や譲渡による取得等）した場合は、申告期限までに申告が必要になります。

<環境性能割の申告について>

申 告 事 由	申 告 期 限	提 出 窓 口
新たに車両番号の指定を受ける軽自動車の取得	車両番号の指定を受けるとき	神奈川県自動車会議所 神奈川事業所 〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-4 TEL 045-931-2560
上記以外の自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車の取得	15 日以内（事由発生日）	
その他の軽自動車の取得	15 日以内（事由発生日）	

(2) 税率

<環境性能割の税率>

乗用車

区分				税 率	
				自家用	営業用
電気軽自動車、 天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減）				非課税	
ガソリン自動車 （ハイブリッド車を含む。）	・平成 30 年排出ガス基準 50%低減 達成 または ・平成 17 年排出ガス基準 75%低減 達成	かつ	（令和 12 年度燃費基準 80%達成+令和 2 年度燃費基準 達成）	非課税	
			（令和 12 年度燃費基準 75%達成+令和 2 年度燃費基準 達成）	1.0%	0.5%
			（令和 12 年度燃費基準 70%達成+令和 2 年度燃費基準 達成）	2.0%	1.0%
	上記以外		2.0%		

トラック（車両総重量 2.5 t 以下）

区分				税 率	
				自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、 天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス基準適合（3.5 t 以下の自動車）又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減）				非課税	
ガソリン自動車 （ハイブリッド車を含む。）	・平成 30 年排出ガス基準 50%低減 達成 または ・平成 17 年排出ガス基準 75%低減 達成	かつ	令和 4 年度燃費基準 105%達成	非課税	
			令和 4 年度燃費基準達成	1.0%	0.5%
			令和 4 年度燃費基準 95%達成	2.0%	1.0%
	上記以外				2.0%

※令和 12 年度基準エネルギー消費効率及び令和 2 年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、平成 22 年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12 年度燃費基準 80%達成」は「H22 年度燃費基準 173%達成」に、「R12 年度燃費基準 75%達成」は「H22 年度燃費基準 162%達成」に、「R12 年度燃費基準 70%達成」は「H22 年度燃費基準 151%達成」に、「R2 年度燃費基準達成」は「H22 年度燃費基準 150%達成」に読み替えます。

※令和 12 年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、令和 2 年度基準エネルギー消費効率及び平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12 年度燃費基準 80%達成」は「R2 年度燃費基準 116%達成」に、「R12 年度燃費基準 75%達成」は「R2 年度燃費基準 109%達成」に、「R12 年度燃費基準 70%達成」は「R2 年度燃費基準 102%達成」に読み替えます。

※令和 4 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成 22 年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R4 年度燃費基準 105%達成」は「H22 年度燃費基準+63%達成」に、「R4 年度燃費基準達成」は「H22 年度燃費基準+55%達成」に、「R4 年度燃費基準 95%達成」は「H22 年度燃費基準+47%達成」に読み替えます。

6 市たばこ税

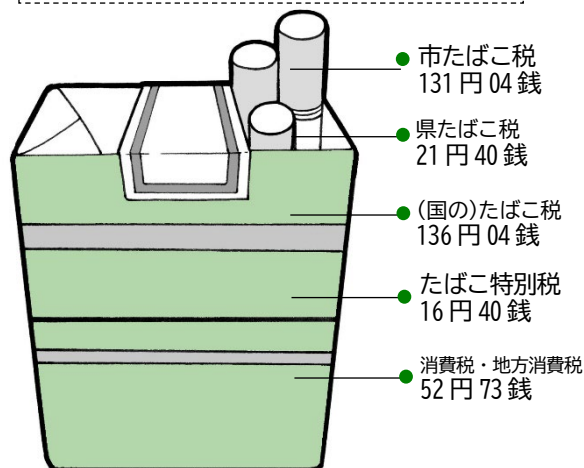
市たばこ税は、たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（外国産たばこの輸入を取り扱う者）または卸売販売業者が、市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対し、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者にかかる税金で、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めることになっています。

税率（1,000 本あたり）

【製造たばこ】

令和3年10月1日～	6,552 円
------------	---------

【たばこ 1 箱(20 本入 580 円の場合)】



- 申告書の提出先：財政局法人課税課法人市民税等担当（41 ページ参照）
- 収 納 業 務：財政局納税管理課

7 入 湯 税

市の環境衛生施設、消防施設等の整備及び観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。鉱泉浴場の入湯客に対して、1 人 1 日につき、100 円がかかります。

これは浴場の経営者等が入湯客から受け取って、翌月まとめて申告し、納めます。

◎入湯税の収入と使いみちは…

横浜市の令和7年度予算でみますと、入湯税の収入額は、消防施設等の整備並びに観光の振興に充てられています。

◆令和7年度入湯税実収見込額 8,000 万円

- 申告書の提出先：財政局法人課税課法人市民税等担当（41 ページ参照）
- 収 納 業 務：財政局納税管理課

8 事 業 所 税

事業所税は、大都市における都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。横浜市をはじめ、一定規模以上（人口 30 万人以上）等の都市で課税されます。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う法人または個人	
課 税 標 準	事務所・事業所の用に供する事業所用家屋の延床面積	課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額
税額の算出方法及び税率	1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免 税 点	市内合計事業所床面積（非課税部分を除く）1,000 m ² 以下※	市内合計従業者数（非課税に係る者を除く）100 人以下※
申 告 場 所	財政局法人課税課事業所税担当（41 ページ参照）	
申 告 納 付 期 限	●法人…事業年度終了の日から 2 か月以内 ●個人…翌年の 3 月 15 日まで	

※ 免税点以下の場合であっても、課税標準の算定期間の末日の現況において、事業所床面積が 700m²超または従業者数が 70 人超の場合、申告書に必要事項を記載して申告していただきます（納付の必要はありません。）。

◎事業所税の収入と使いみちは…

横浜市の令和7年度予算でみますと、事業所税の収入額は、教育施設、地下鉄、河川・水路等の整備事業などに充てられています。

◆令和7年度事業所税実収見込額 約 197 億円

☆事業所税の申告は

インターネットでもできます！

詳しくは、eLTAX ウェブページをご覧ください。

エルタックス

検索

第3章 市税の納付・相談

1 納付・相談

1 市税の納期・納付方法について

市税の納期とは、市税を納付することができる期間のことで、その期間は税目ごとに異なります。詳しくは、表紙裏の「市税納期カレンダー」をご確認ください。

また、市税を納付することができる場所及び納付方法は次のとおりです。

【場所】

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫及び農業協同組合等、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等※1

【納付方法】

スマホ決済※2 クレジット納付※2 ペイジー 口座振替 地方税共通納税システム(eLTAX)

※1 取り扱う金融機関やコンビニエンスストア等の情報については、納付書裏面をご覧ください。

※2 アプリやクレジットカードを窓口で提示しての納付はできません。

最新の情報や納付方法の詳細は、本市ウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法

検索

2 納税にお困りの場合は

事情により納税が困難な場合で、法律等に定められた一定の要件に該当する場合には、一時的に納税が猶予される「徴収猶予」や、滞納処分によって差し押えられた財産の換価が猶予される「換価の猶予」の適用を受けられる場合があります。

また、災害等による被害を受けた場合等には市税の減免を受けられる場合があります。

- 徴収猶予 … 法律等に定められた一定の要件により、市税を一時に納付することができない場合、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。
- 換価の猶予 … 市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。
- 市税の減免 … 納付することが困難であると認められるときは、必要に応じて減免を受けられる場合があります。

徴収猶予、換価の猶予、市税の減免を申請する場合はそれぞれ申請書等が必要です。

【問合せ先】

徴収猶予・換価の猶予について	市税の減免について
・区役所税務課収納担当(40 ページ参照) ・財政局納税管理課滞納整理担当 (41 ページ参照)	・区役所税務課各担当(40 ページ参照) ・財政局償却資産課償却資産センター (41 ページ参照)

3 市税の滞納

市税を定められた納期限までに納税しないことを『滞納』といい、本市では市税を滞納された方に対して督促状などをお送りしています。それでも納税していただけない場合には、納期限までに納税された方との公平性を確保するため、財産を差し押さえ、取立てや公売を行い、市税に充てることとなります。

2 審査請求

課税処分や差押処分などについて不服があるときは、納税者は市長に対して文書で審査請求をすることができます(審査請求をすることができる期間など、詳細については、それぞれの処分の通知書に記載がありますのでご覧ください。)

また、この審査請求に対する市長の裁決に不服があるときは、裁判所に訴えることもでき、行政機関の誤った処分によって納税者が不利益を受けることのないように、その権利を保護しています。

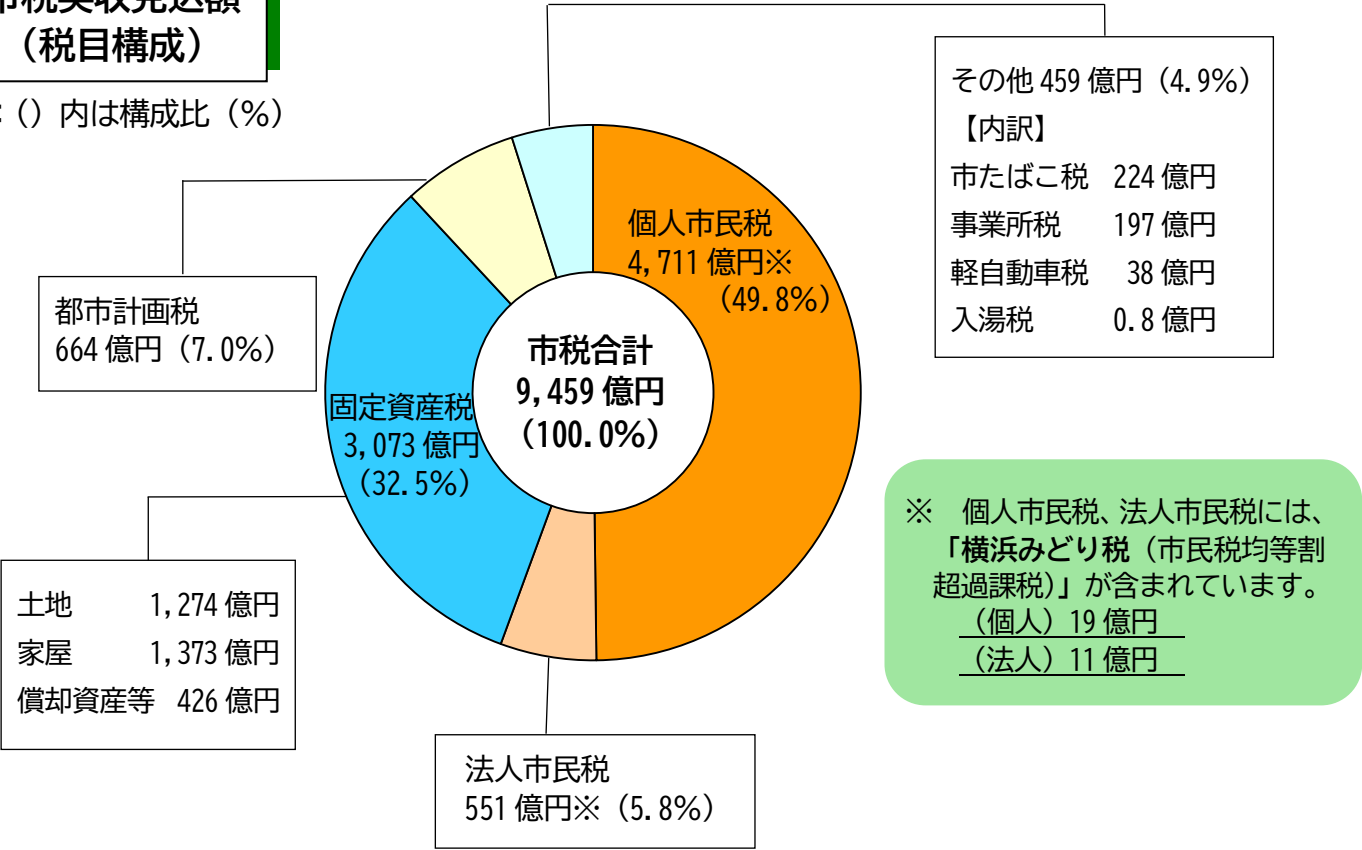
なお、固定資産課税台帳に登録された「価格」についての不服は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることとなっており、市長に対して審査請求をすることができませんのでご注意ください(32ページ「10 審査の申出について」参照)。

第4章 市税収入

令和7年度における市税収入（当初実収見込額）は、9,459億円としました。

令和7年度 市税実収見込額 （税目構成）

注：（）内は構成比（％）

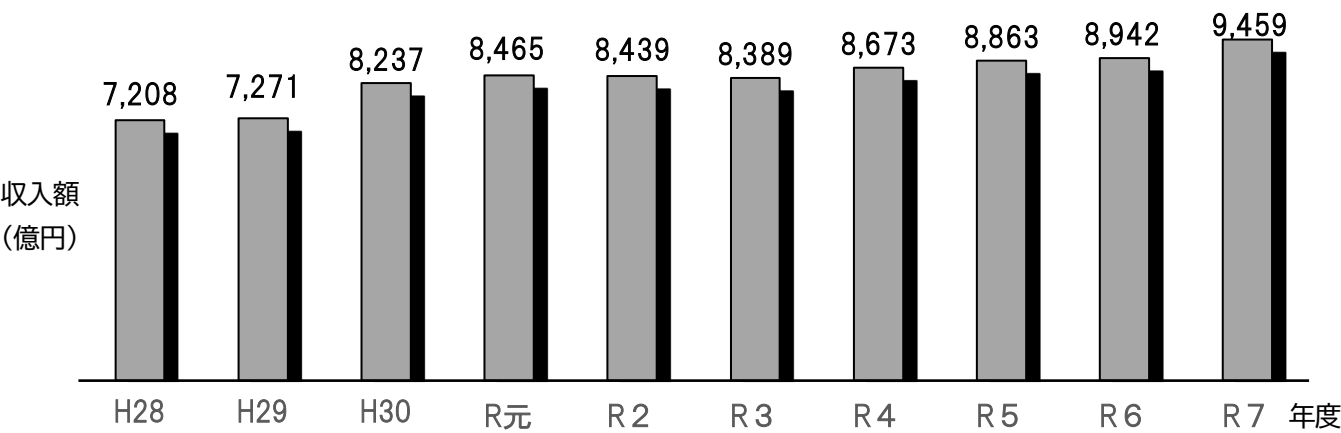


最近の市税収入の動向

令和7年度市税実収見込額（9,459億円）は、令和6年度決算見込額（8,942億円）に比べて、個人市民税で納税者数の増や給与の引き上げ等による増、定額減税の終了による増などにより、増収が見込まれることから、517億円（5.8％）の増収となります。

市税実収額の推移

R5年度まで：決算額
R6年度：決算見込額
R7年度：当初見込額



* H30年度に個人市民税において、県費負担教職員本市移管に伴う税源移譲が行われました。

1 市税の証明

市税の証明とは、住民税や固定資産税など、納めるべき税額や納めた税額、所得額や固定資産の評価額などを証明するものです。

1 請求に必要なもの・請求先

本人確認書類(法人の場合は代表者印及び社員証等)をお持ちになり、区役所や行政サービスコーナー等で請求してください(市役所本庁舎では証明の交付を行っていません。)。代理人が請求する場合は、本人がすべて記入した委任状等の委任を受けたことが確認できる書類と、代理人自身の本人確認書類をご持参ください。

■本人確認書類の例

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード等
(原則、官公署発行の顔写真付きのものが必要です。)

税証明がスマートフォンやパソコンから申請できます！
(2ページ参照)



横浜市 税証明 オンライン申請

検索

2 主な市税の証明の手数料

種 類		単 位	手 数 料
市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書		1年度につき1件	300円
納税証明書		1年度1税目につき1件	300円
固定資産課税台帳登録事項 証明書(評価証明書等)	土 地	1筆	300円
	家 屋	台帳1枚	300円
	償却資産	台帳1枚	300円
住宅用家屋証明書(中古住宅)		1件	1,300円

【注意】

- ・ 証明書の提出先によっては、課税証明書などにかえて、納税通知書や特別徴収税額通知書の写しで足りる場合がありますので、あらかじめ提出先にご確認ください。
- ・ 継続検査、名義変更などのための軽自動車税(種別割)納税証明書は無料です。
- ・ 償却資産に関する過年度の証明の一部については、区役所でお取り扱いできませんので、詳しくは横浜市償却資産センター(41ページ参照)にお問い合わせください。
- ・ 新築住宅の住宅用家屋証明の交付は、よこはま建築情報センター(電話 045-671-4503)で行います。

3 郵送での証明請求

原則、納税義務者本人からの請求に限り、市税の証明を郵送で請求することができます。

■必要書類

- ・ 申請書(ウェブページからダウンロードできます。次の URL からご希望の証明のページをご確認ください。)

【 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei-shomei/> 】

- ・ 返信用封筒(切手を貼り、宛先(本人の住所地)を記入してください。)
- ・ 手数料分の定額小為替または普通為替(ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口で購入し、何も記入しないでください。)

■書類の送付先

各区役所税務課(40ページ参照)

【注意】

- ・ 申請書をダウンロードできない場合は、次の事項を全て記載した任意の申請書を作成してください。
【記載事項】申請者の住所地・氏名・生年月日、横浜市での住所(または物件所在地・所有者)、連絡先電話番号、必要とする証明書の種類、必要年度及び部数、使用目的
- ・ 定額小為替や切手は、金額に過不足のないようお願いします。
- ・ 本人の意思により申請があったことを確認するため、証明書の送付先は、原則本人の住所地となります。
- ・ 申請内容に不明な点等がある場合、個別に連絡させていただく場合があります。
- ・ 償却資産の証明を請求する場合は、申請書を横浜市償却資産センター(41ページ参照)へ郵送してください。
- ・ 市たばこ税・入湯税の納税証明書については、財政局納税管理課(41ページ参照)へお問い合わせください。

2 区役所税務課窓口

【受付時間】午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始(12 月 29 日から
翌年 1 月 3 日まで)を除く)

課・担当名		仕事の内容
税務課	市 民 税 担 当	個人の市民税・県民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)などの調査・課税 【担当の証明】市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書
	土 地 担 当	土地の固定資産税・都市計画税についての調査・課税 【担当の証明】土地・家屋課税台帳登録事項証明書(評価証明・公課証明等)など
	家 屋 担 当	家屋の固定資産税・都市計画税についての調査・課税
	収 納 担 当	納税相談、滞納市税の整理、公売、納税貯蓄組合に係る事務 【担当の証明】納税証明書 ^(注)

上記の証明については、行政サービスコーナーでも発行事務を行っています。ただし、種類によっては行政サービスコーナーで発行できない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

(注) 市たばこ税・入湯税の納税及び証明発行に関する事務は、財政局納税管理課(電話:045-671-3719 FAX:045-664-3030)にて行っています。

【各区役所所在地・連絡先(電話番号は最初に「045」をつけてください。】

区役所名	電話番号 (代表)	税務課電話番号				所在地	最寄りの交通機関
		市民税担当	土地担当	家屋担当	収納担当		
鶴見区役所	510-1818	510-1711	510-1727	510-1730	510-1743	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	J R 鶴見駅 徒歩 9 分 京急 京急鶴見駅 徒歩 7 分
神奈川区役所	411-7171	411-7041	411-7053	411-7054	411-7062	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	J R 東神奈川駅 徒歩 7 分 東急 反町駅 徒歩 7 分 京急 京急東神奈川駅 徒歩 9 分
西区役所	320-8484	320-8341	320-8349	320-8354	320-8361	〒220-0051 西区中央1-5-10	京急 戸部駅 徒歩 8 分 相鉄 平沼橋駅 徒歩 10 分
中区役所	224-8181	224-8191	224-8201	224-8204	224-8229	〒231-0021 中区日本大通35	J R・地下鉄 関内駅 徒歩 7 分 みなとみらい線 日本大通り駅 徒歩 4 分
南区役所	341-1212	341-1157	341-1161	341-1163	341-1169	〒232-0024 南区浦舟町2-33	京 急 黄金町駅 徒歩 14 分 地下鉄 阪東橋駅 徒歩 8 分
港南区役所	847-8484	847-8351	847-8360	847-8365	847-8371	〒233-0003 港南区港南4-2-10	地下鉄 港南中央駅 徒歩 2 分
保土ヶ谷区役所	334-6262	334-6241	334-6250	334-6254	334-6270	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	相鉄 星川駅 徒歩 2 分
旭区役所	954-6161	954-6043	954-6047	954-6053	954-6072	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	相鉄 鶴ヶ峰駅 徒歩 7 分
磯子区役所	750-2323	750-2351	750-2361	750-2365	750-2372	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	J R 磯子駅 徒歩 5 分
金沢区役所	788-7878	788-7744	788-7749	788-7754	788-7764	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	京急・シーサイドライン 金沢八景駅 徒歩 13 分 京急 金沢文庫駅 徒歩 11 分
港北区役所	540-2323	540-2264	540-2277	540-2281	540-2291	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	東急 大倉山駅 徒歩 7 分
緑区役所	930-2323	930-2261	930-2268	930-2274	930-2283	〒226-0013 緑区寺山町118	J R・地下鉄 中山駅 徒歩 5 分
青葉区役所	978-2323	978-2241	978-2248	978-2254	978-2275	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	東急 市が尾駅 徒歩 8 分
都筑区役所	948-2323	948-2261	948-2265	948-2271	948-2285	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	地下鉄 センター南駅 徒歩 6 分
戸塚区役所	866-8484	866-8351	866-8361	866-8368	866-8381	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	J R・地下鉄 戸塚駅 徒歩 2 分
栄区役所	894-8181	894-8350	894-8361	894-8365	894-8375	〒247-0005 栄区桂町303-19	J R 本郷台駅 徒歩 10 分
泉区役所	800-2323	800-2351	800-2361	800-2365	800-2375	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	相鉄 いずみ中央駅 徒歩 5 分
瀬谷区役所	367-5656	367-5651	367-5661	367-5665	367-5675	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	相鉄 三ツ境駅 徒歩 10 分

神奈川区、南区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区の区政推進課広報相談係にて、税理士による税務相談を行っています。相談日・時間帯等の詳細については、各区役所にご確認ください(2・3月は実施していません)。

3 法人課税課・償却資産課・納税管理課

課名	担当名・仕事の内容	郵便番号・問合せ先
法人課税課	■特別徴収センター … 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に関すること 【主な受付書類】 給与支払報告書、異動届出書、給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書、特別徴収への切替依頼書など	〒231-8314 ☎ 045-671-4471 FAX:045-210-0480
	■法人市民税等担当 … 法人市民税、市たばこ税、入湯税の課税に関すること 【主な受付書類】 法人市民税申告書、法人設立・開設届出書、事業年度・納税地・その他の変更異動届出書、市たばこ税申告書、入湯税申告書など	〒231-8316 ☎ 045-671-4481 FAX:045-210-0481
	■事業所税担当 … 事業所税の課税に関すること 【主な受付書類】 事業所税申告書、事業所等明細書、非課税明細書、課税標準の特例明細書、共用部分の計算書、事業所等新設・廃止申告書など	〒231-8312 ☎ 045-671-4491 FAX:045-210-0481
償却資産課	■償却資産センター … 償却資産(固定資産税)の課税に関すること 【主な受付書類】 償却資産申告書など 【発行する証明書】 償却資産課税台帳登録事項証明書、償却資産資産明細書記載事項証明書、固定資産税(償却資産)課税証明書 (償却資産の証明書は区役所でも取り扱っていますが、一部発行できないものもあります。詳しくは償却資産センターにお問い合わせください。)	〒231-8343 ☎ 045-671-4384 FAX:045-663-9347
納税管理課	■納税管理センター	〒231-8313 FAX:045-664-3030
	・口座振替納税に関すること	☎ 045-671-3747
	・市民税・県民税・森林環境税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の過誤納金に関すること	☎ 045-671-3751
	・法人市民税、事業所税等の過誤納金等に関すること	☎ 045-671-3755
	・市民税・県民税・森林環境税(特別徴収分)の納入に関すること 横浜市 納税管理課 検索 →「よくある質問」や電子メール問合せもご活用ください。	☎ 045-671-3096
	・市たばこ税、入湯税の納入及び納税証明に関すること 【発行する証明書】 市たばこ税、入湯税の納税証明書(市たばこ税、入湯税以外の納税証明の発行は、区役所でお取り扱いしています。)	☎ 045-671-3719
	■滞納整理担当 市外に所在地のある特別徴収義務者の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収分)の平成25年度以降課税分の滞納整理に関すること	☎ 045-671-3764

■受付時間 午前 8 時45分～午後 5 時15分(土日祝日及び年末年始(12月29日～翌年 1 月 3 日)を除く)

■注意事項 こちらでは「現金等による納付・納入」は取り扱っていません。
お近くの金融機関で納付・納入してください。

■所在地

横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

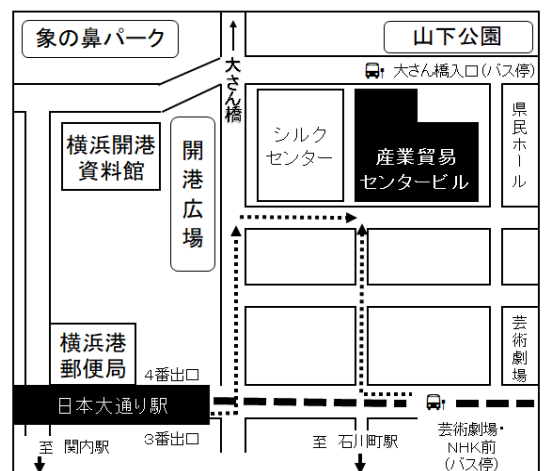
■アクセス

<鉄道>

- ・みなとみらい線日本大通り駅3番出口、4番出口から徒歩3分
- ・JR関内駅南口から徒歩 15 分
- ・JR石川町駅北口から徒歩 15 分
- ・横浜市営地下鉄関内駅出口1から徒歩 15 分

<横浜市営バス>

- ・大さん橋入口バス停下車、徒歩1分
- ・芸術劇場・NHK前バス停下車、徒歩2分



4 県税・国税

神奈川県税金、国の税金について、概要をご説明します。詳しくは国・県の窓口にお尋ねください。

1 神奈川県の県税

税 目	内 容
県 民 税	個人の県民税は、個人の市民税と同じように、前年の所得に対して課される税です。均等割と所得割があり、個人の市民税と併せて納めます。 このほかに、預貯金の利子等の支払いを受けるときにかかる利子割、上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかる配当割、上場株式等の譲渡の対価などの支払いを受けるときにかかる株式等譲渡所得割があります。 また、法人の県民税は、県内に事務所・事業所等がある法人に対して課される税です。均等割と法人税割があり、事業年度終了の日から2月以内（一定の場合には、この期間を延長することができます。）に法人が自ら税額を計算して納めます。
事 業 税	事業を行う個人又は法人にかかる税です。 個人の事業税は、納税通知書によって原則として8月と11月の2回に分けて納めます。 法人の事業税は、事業年度終了の日から2月以内（一定の場合には、この期間を延長することができます。）に法人が自ら税額を計算して納めます。
地 方 消 費 税	商品の販売やサービスの提供、外国貨物にかかる税です。 納税者の事務負担の軽減などのため、国が消費税と併せて収納し、これを都道府県に払い込むこととされています。
不 動 産 取 得 税	登記の有無、有償・無償を問わず、売買、贈与、交換、新築、改築などにより土地・家屋を取得した場合にかかる税です。
県 た ば こ 税	市たばこ税と同様ですが、税率が異なります。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用した場合にかかる税です。
軽 油 引 取 税	特約業者又は元売業者から軽油を引き取った（購入した）場合にかかる税です。
自動車税(環境性能割)	自動車（軽自動車を除く。）を取得した方に、自動車の燃費性能等に応じてかかる税です。
自動車税(種別割)	毎年4月1日現在の自動車（軽自動車を除く。）の所有者にかかる税です。年度途中で抹消・新規登録をした場合は月割の税額になります。
鉱 区 税	鉱業権をもっている方にかかる税です。
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける場合にかかる税です。 鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられます。

税理士相談窓口のご案内

- 場 所：かながわ県民センター2階 県民の声・相談室（神奈川区鶴屋町2-24-2）
- 相 談 日：月曜日、第3水曜日（祝休日や年末年始に当たる場合は、原則として翌平日）
- 相談時間：午後1時～4時（予約制。30分以内。）
- 電話番号：045-312-1121（代）

神奈川県 税理士相談窓口

検索



2 国税

森林環境税・森林環境譲与税については27ページをご覧ください。

税 目	内 容
所 得 税 及 復興特別所得税	所得税は、個人の所得に対してかかる税です。復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保のための税で、所得税とあわせて納めます。
法 人 税	法人の所得に対してかかる税です。各事業年度の所得金額に税率を乗じて計算します。
地 方 法 人 税	法人の所得に対してかかる税です。各課税事業年度の課税標準法人税額に税率を乗じて計算します。
印 紙 税	契約書、手形、領収書等に定額又は記載金額に応じてかかる税です。
贈 与 税	個人から財産をもらったときにかかる税です。
相 続 税	亡くなった人から相続や遺贈によって、財産を取得し、その価額の合計額が基礎控除額を超える場合にかかる税です。
消 費 税	商品・製品の販売、サービスの提供、保税地域から引き取られる外国貨物等にかかる税です。
国際観光旅客税	国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める税金が課されます。
登 録 免 許 税	家や土地を購入した場合の登記や、著作権、出版権及び特許権の登録などに際し価額や件数等に応じてかかる税です。
酒 税	清酒やビールなどの酒類が、製造場から出荷されるとき、その品目と数量に応じてお酒の製造者にかかる税です。
た ば こ 税 たばこ特別税	たばこの製造者、又は保税地域からのたばこの引取者が扱う製造たばこにかかる税です。
揮 発 油 税 地方揮発油税	主として自動車に使用するガソリンにかかる税です。
石 油 ガ ス 税	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス（プロパンガス等）にかかる税です。
航 空 機 燃 料 税	航空機の燃料にかかる税です。
石 油 石 炭 税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭にかかる税です。
自 動 車 重 量 税	自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車にその重量に応じてかかります。
関 税	輸入品に課せられる税です。
と ん 税 特 別 と ん 税	外国貿易船が開港に入港した時、船の大きさ（純トン数）に応じてそれぞれとん税及び特別とん税がかかります。
電源開発促進税	一般送配電事業者（電力会社など）の販売する電気にかかる税です。

詳しくは、国税庁ウェブページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

各税務署の連絡先は、44 ページをご覧ください。

タックスアンサー

検 索



インターネットを利用した国税の申告・納付手続（e-Tax）

e-Tax とは、自宅等からインターネットを利用して国税の申告や納付、申請・届出等の手続きができるシステムです（マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）が必要です。）。

市内の県税・国税等の窓口

	名称	電話番号	所在地	管轄区域	最寄りの交通機関
県税事務所等	神奈川	045-321-5741	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8 (神奈川区総合庁舎本館4階)	鶴見区、神奈川区、港北区	JR 東神奈川駅 東急 反町駅 京急 京急東神奈川駅
	横浜	045-651-1471	〒231-8555 中区山下町75 (神奈川自治会館6, 7階)	西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	みなとみらい線 日本大通り駅 みなとみらい線 元町・中華街駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	戸塚	045-881-3911	〒244-0816 戸塚区上倉田町449	南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区	JR・市営地下鉄 戸塚駅
	緑	045-973-1911	〒225-8513 青葉区市ケ尾町27-5	緑区、青葉区、都筑区	東急 市が尾駅
	自動車税管理事務所	045-716-2111	〒232-8602 南区弘明寺町31	県内全域(自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割に限る。)	京急・市営地下鉄 弘明寺駅 京急 井土ヶ谷駅
	自動車税管理事務所 横浜駐在事務所	045-932-3641	〒224-0053 都筑区池辺町3540-3	横浜ナンバー該当区域(自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割に限る。)	JR 小机駅 東急 市が尾駅よりバス 梅田橋
税務署等	鶴見	045-521-7141	〒230-8550 鶴見区鶴見中央4-38-32	鶴見区	JR 鶴見駅 京急 京急鶴見駅
	横浜中	045-651-1321	〒231-8550 中区新港1-6-1 (よこはま新港合同庁舎)	中区、西区	みなとみらい線 馬車道駅 JR・市営地下鉄 桜木町駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	保土ヶ谷	045-331-1281	〒240-8550 保土ヶ谷区帷子町2-64	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	JR 保土ヶ谷駅 相鉄 天王町駅
	横浜南	045-789-3731	〒236-8550 金沢区並木3-2-9	南区、港南区、磯子区、金沢区	シーサイドライン 幸浦駅 京急 能見台駅
	神奈川	045-544-0141	〒222-8550 港北区大豆戸町528-5	神奈川区、港北区	JR・市営地下鉄 新横浜駅 JR・東急 菊名駅 東急 大倉山駅
	戸塚	045-863-0011	〒244-8550 戸塚区吉田町2001	戸塚区、栄区、泉区	JR・市営地下鉄 戸塚駅
	緑	045-972-7771	〒225-8550 青葉区市ケ尾町22-3	緑区、青葉区、都筑区	東急 市が尾駅
	業務センター 横浜南分室	—	〒236-8551 金沢区並木3-2-9	※郵送により申告書、申請書等提出する場合に限る 鶴見区、中区、西区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区 南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区 (下線は、令和7年7月より新たに管轄となる区域)	
地方法務局(登記所)	横浜	045-641-7461	〒231-8411 中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎)	不動産登記(中区、西区、南区)、商業・法人登記(横浜市内全域、川崎市内全域に限る。)	みなとみらい線 馬車道駅 JR・市営地下鉄 桜木町駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	神奈川	045-431-5353	〒221-0061 神奈川区七島町117	不動産登記のみ(神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区)	京急 子安駅
	旭	045-365-1300	〒241-0835 旭区柏町113-2	不動産登記のみ(旭区、瀬谷区)	相鉄 南万騎が原駅
	金沢	045-782-4993	〒236-0021 金沢区泥亀2-7-1	不動産登記のみ(金沢区、磯子区)	京急 金沢文庫駅、金沢八景駅
	青葉	045-973-2020	〒225-0014 青葉区荏田西1-9-12	不動産登記のみ(緑区、青葉区)	東急 市が尾駅
	戸塚	045-871-3912	〒244-0003 戸塚区戸塚町2833	不動産登記のみ(戸塚区、泉区)	JR・市営地下鉄 戸塚駅よりバス 法務局前
	港北	045-474-1280	〒222-0033 港北区新横浜3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎)	不動産登記のみ(港北区、都筑区)	JR・市営地下鉄 新横浜駅
	栄	045-895-3071	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷1-6-2	不動産登記のみ(港南区、栄区)	JR 本郷台駅

横浜市からのお知らせ



“横浜市はどんな事業を行っているの？”“そもそも予算や財政ってなに？”
そんな思いをお持ちの皆さんに向けて、横浜市の予算や財政状況を
わかりやすくまとめた、「あなたと創る横浜の財政」を公表しています！
是非、右の二次元コードからご覧ください！

▲横浜市の財政広報マスコット エビちゃん



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

▲公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク



©Expo 2027

税の知識 令和7年度版 令和7年5月発行

発行 横浜市財政局主税部税務課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045(671)2229 FAX：045(641)2775

本冊子の掲載内容は、令和7年4月1日現在の情報に
基づいて作成しています。最新の情報については、
横浜市ウェブページをご覧ください。



横浜市 税金

検索